

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月30日
【事業年度】	第8期(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
【会社名】	株式会社ベイカレント・コンサルティング
【英訳名】	BayCurrent Consulting, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 義之
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー9階
【電話番号】	(03)5501-0151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理本部長 中村 公亮
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー9階
【電話番号】	(03)5501-0151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理本部長 中村 公亮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当社は、日本基準に基づいて財務諸表を作成しておりますが、第1期より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表も作成しているため、IFRSに基づく経営指標等も参考情報として記載しております。

日本基準に基づく経営指標等

回次	日本基準				
	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2018年2月	2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年2月
売上高 (百万円)	20,424	23,991	32,917	42,828	57,465
経常利益 (百万円)	3,184	3,506	7,102	12,596	20,619
当期純利益 (百万円)	1,986	2,203	5,010	9,113	14,670
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	149	282	282	282	282
発行済株式総数 (株)	15,470,000	15,541,141	15,541,141	15,541,141	15,541,141
純資産額 (百万円)	11,456	12,442	16,606	24,502	35,533
総資産額 (百万円)	23,113	23,167	29,097	38,173	50,260
1株当たり純資産額 (円)	750.20	818.52	1,088.56	1,598.34	2,314.23
1株当たり配当額 (円)	40.00	55.00	90.00	170.00	260.00
(うち、1株当たり中間配当額)	(-)	(25.00)	(30.00)	(55.00)	(90.00)
1株当たり当期純利益 (円)	130.52	143.89	329.81	595.63	956.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	128.29	142.77	327.95	593.71	954.39
自己資本比率 (%)	49.6	53.7	57.1	64.2	70.7
自己資本利益率 (%)	18.0	18.4	34.5	44.3	48.9
株価収益率 (倍)	25.5	23.1	19.5	36.0	47.4
配当性向 (%)	30.6	38.2	27.3	28.5	27.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,230	2,593	7,398	11,441	15,298
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	372	117	107	364	147
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,200	2,627	2,248	2,810	5,390
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,136	2,985	8,028	16,295	26,056
従業員数 (人)	1,358	1,531	1,839	2,161	2,638
株主総利回り (%)	284.0	289.0	559.1	1,839.2	3,878.9
(比較指標：TOPIX(配当込み)) (%)	(117.6)	(109.3)	(105.3)	(133.1)	(137.6)
最高株価 (円)	3,670	4,440	8,480	22,500	63,400
最低株価 (円)	1,156	1,940	3,210	3,775	20,480

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
5. 第5期の最高株価及び最低株価は、2018年12月3日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。  
第6期以降の最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第6期の期首から適用しており、第5期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
7. 第5期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第4期についても百万円単位に変更しております。

(参考情報)

IFRSに基づく経営指標等

回次	IFRS				
	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2018年2月	2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年2月
売上収益 (百万円)	20,438	24,294	32,978	42,873	57,642
税引前利益 (百万円)	4,053	4,386	7,976	13,477	21,469
当期利益 (百万円)	2,866	3,103	5,912	10,014	15,544
当期包括利益 (百万円)	2,866	3,103	5,912	10,014	15,544
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	149	282	282	282	282
発行済株式総数 (株)	15,470,000	15,541,141	15,541,141	15,541,141	15,541,141
資本合計 (百万円)	14,906	16,582	21,448	30,018	41,701
資産合計 (百万円)	27,025	28,003	35,241	46,003	58,136
1株当たり資本合計 (円)	976.41	1,091.08	1,405.99	1,958.09	2,715.93
1株当たり配当額 (円)	40.00	55.00	90.00	170.00	260.00
(うち、1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(25.00)	(30.00)	(55.00)	(90.00)
基本的1株当たり当期利益 (円)	188.36	202.72	389.09	654.54	1,013.89
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	185.16	201.15	386.90	652.43	1,011.23
自己資本比率 (%)	55.2	59.2	60.9	65.3	71.7
自己資本利益率 (%)	20.4	19.7	31.1	38.9	43.3
株価収益率 (倍)	17.7	16.4	16.6	32.8	44.7
配当性向 (%)	21.2	27.1	23.1	26.0	25.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,230	2,509	7,976	12,135	16,018
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	372	117	107	364	147
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,200	2,543	2,826	3,504	6,110
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,136	2,985	8,028	16,295	26,056
従業員数 (人)	1,358	1,531	1,839	2,161	2,638
株主総利回り (%)	284.0	289.0	559.1	1,839.2	3,878.9
(比較指標: TOPIX (配当込み)) (%)	(117.6)	(109.3)	(105.3)	(133.1)	(137.6)
最高株価 (円)	3,670	4,440	8,480	22,500	63,400
最低株価 (円)	1,156	1,940	3,210	3,775	20,480

(注) 1. 当社はIFRSに基づいて財務諸表を作成しております。

2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

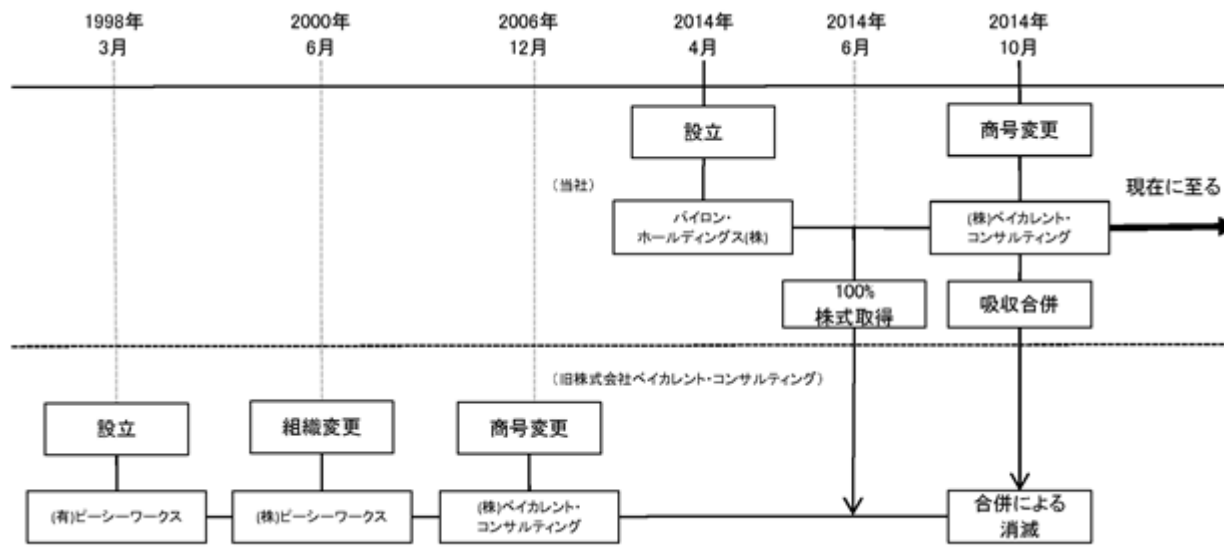
5. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

6. 第5期の最高株価及び最低株価は、2018年12月3日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。  
第6期以降の最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
7. 第5期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第4期についても百万円単位に変更しております。

## 2【沿革】

当社は、2014年4月18日、当社の実質的な存続会社である株式会社ベイカレント・コンサルティング（以下、「旧株式会社ベイカレント・コンサルティング」という。）の創業者が保有する旧株式会社ベイカレント・コンサルティングの株式を当社経営陣に譲渡することを目的としたマネジメント・バイ・アウト（MBO）を実施するため、ファンドによる出資受入れの受皿会社として、パイロン・ホールディングス株式会社の商号で設立されました。その後、当社は、2014年6月6日に旧株式会社ベイカレント・コンサルティングの全ての株式を取得して完全子会社化し、2014年10月1日に旧株式会社ベイカレント・コンサルティングを吸収合併したことで営業活動を全面的に継承すると同時に、株式会社ベイカレント・コンサルティングに商号変更して、現在に至っております。

当社の変遷は、下図のようになります。



以下におきましては、当社及び、当社の実質上の存続会社である旧株式会社ベイカレント・コンサルティングの沿革を記載しております。

### < 当社の沿革 >

年月	概要
2014年4月	パイロン・ホールディングス株式会社を設立（東京都港区）。
2014年6月	旧株式会社ベイカレント・コンサルティングの全株式を取得して、同社を完全子会社とする。
2014年10月	旧株式会社ベイカレント・コンサルティングを吸収合併し、同日、株式会社ベイカレント・コンサルティングに商号変更。
2016年9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2018年12月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場へ移行。

### < 旧株式会社ベイカレント・コンサルティング（実質上の存続会社）の沿革 >

年月	概要
1998年3月	経営・業務とITに関するコンサルティング、システムインテグレーション及びアウトソーシングを事業目的とした、有限会社ピーシーワークスを設立（神奈川県藤沢市）。
2000年6月	有限会社ピーシーワークスが株式会社ピーシーワークスに組織変更。
2002年3月	本社を東京都新宿区に移転。
2006年12月	株式会社ピーシーワークスから株式会社ベイカレント・コンサルティングへと商号変更。
2014年6月	パイロン・ホールディングス株式会社が当社株式を全部取得して、当社はパイロン・ホールディングス株式会社の完全子会社となる。
2014年8月	本社を東京都港区に移転。
2014年10月	パイロン・ホールディングス株式会社が当社を吸収合併し、消滅会社となる。

### 3【事業の内容】

当社は、企業の経営・業務・ITに関する知見を有するコンサルタントを擁し、あらゆる業界の企業経営者を支援するための戦略立案からビジネスプロセス改革、そして実行までの一連のサービスをワンストップで提供している総合コンサルティングファームです。当社が提供するサービスは、当社コンサルタントがクライアント先に適宜常駐する「共同検討スタイル」によって、クライアント固有の企業風土・価値観を共有し、真のパートナーとしてサービスを提供しております。

なお、当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、当社の特徴、主たるサービス内容は以下のとおりであります。

#### (1) サービスを提供する体制の特徴

当社は、特定の企業や系列グループに所属していない国内独立系の総合コンサルティングファームであることから、クライアントのニーズや時勢の変化に応じた柔軟な意思決定を行うことができます。この柔軟な意思決定を最大限に活かすため、コンサルタントのキャリアや業界に限定されない「ワンプール」体制を設けることによって、クライアントが求めるニーズと人材をマッチングした柔軟なプロジェクトチームを編成することができます。さらに、クライアントの経営課題を確実に解決できるまで実行し、伴走していく「ハンズオン」型でサービスを提供しており、これらによって、品質の維持向上に専念した高品質なサービスの提供を追求できます。

また、当社は、営業活動に特化した組織を設けることによって、クライアントのニーズに応じた提案をし、短期・長期のプロジェクト、案件の内容や規模に拘らない継続的な受注へと繋げることで、長期安定的な収益を得ながら、高付加価値な戦略決定に関する支援サービスを提供することができます。

#### (2) 採用・育成体制の特徴

当社は、高付加価値なサービスを提供するために、多様なフィールドで活躍できる優秀なコンサルタントを採用する組織体制を設けることによって新卒採用・中途採用ともに積極的に実施しております。また、当社の業務内容は、高度な専門性を求められるため、専門領域別の研修やコンサルタント上位職による社内研修等の教育制度の充実に努めながら、当社の「ワンプール」体制を最大限に活かし、業界や領域を限定することなく、個々の適性やキャリアの考え方に応じてプロジェクトに従事し、得意領域や専門分野を見出しながら、徐々に難易度の高いプロジェクトに参画することでサービスの高付加価値化を追求することができます。

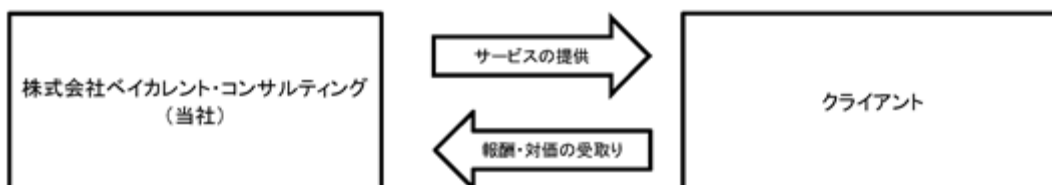
#### (3) 主たるサービス内容について

提供するサービスの概要

- ・ トップマネジメントの意思決定サポートや課題を解決するため各種支援（全社戦略・事業戦略立案等）を行います。
- ・ 事業戦略を実行する各業界の大手クライアントの事業部門やITシステム部門に対して、当社コンサルタントが有する専門技術力を活かし、DXによる情報技術の融合や変革、ITシステムの導入検討から企画設計、開発、導入、保守運用までの各種支援を行います。

#### [ 事業系統図 ]

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



#### 4【関係会社の状況】

当社は非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2022年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,638	32.6	3.8	11,069,104

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均勤続年数は、旧株式会社ベイカレント・コンサルティングでの勤続年数を引き継いで算出しております。
4. 当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
5. 従業員数が前事業年度末に比べ477名増加しておりますが、これは業容拡大による中途採用及び新卒採用の増加によるものであります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社は、日本発の総合コンサルティングファームとして、政府や様々な業界を代表する企業の抱える課題を解決し、成果を生み出すことで、クライアントの持続的な発展に貢献し続けていくことをミッションとしております。創業以来、ベストプラクティスの提示にとどまらず、クライアント固有の企業風土・価値観を共有して伴走する真のパートナーとして、戦略策定から企画・実行支援まで総合的に支援しております。今後も、高付加価値なコンサルティングサービスを持続的に提供するため、多様なフィールドで活躍できる優秀な人材の採用と育成に注力し、働きやすくやりがいのある魅力的な職場環境を提供してまいります。

また、これらを通じて、当社の継続的な成長と高収益を実現し、当社の企業価値向上を図りながらステークホルダーとも価値共有することを目指してまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

当社は、2021年4月26日に公表いたしました「中期経営計画（2022.2月期～2026.2月期）」において、2022年2月期～2026年2月期の期間を「国内最大級の総合コンサルティングファームとして実績を積み上げる」ための5年間と位置づけ、売上、利益ともに継続的な成長（年率20%目安）を実現し、2026年2月期において売上：1,000億円、EBITDA：300億円超を目標として、以下に掲げる主な取り組みの達成に向けて活動しております。

「国内最大級の総合コンサルティングファームとして実績を積み上げる」

- ・先進的なプロジェクトの経験や研究を更に積み上げ、人材育成を強化し、より高付加価値なコンサルティングサービスが提供できる体制を構築する。
- ・そのサービスを核に顧客基盤を拡大し、国内最大級ファームとしての実績を積み上げる。

高付加価値化の更なる推進

- ・経営層に対する価値提供の多様化
- ・重要経営課題に関わるプロジェクト支援
- ・リーディングカンパニーにおける先進的事例の構築

優秀な人材の採用・育成

- ・社員4,000名体制の構築
- ・コンサルティングスキルとDXの更なる融合
- ・より働きやすい組織作り

DXコンサルティングの進化

- ・DXプロジェクト遂行によるナレッジや経験値の積み上げ
- ・グローバル最先端の戦略論とDX論の研究・発信  
(ex. グローバル研究拠点の開設)
- ・DXに関するアライアンスや産学連携の拡充

(3) 経営環境

コンサルティング市場

昨今の経営環境は、市場競争の激化や市場構造の変化により、企業経営者の抱える課題が多様化しております。これら経営課題を解決し、企業経営をサポートできる幅広い経験や調査・分析能力を有するコンサルタントを求める需要が高まっております。さらに、DXの重要性が拡大している状況もあり、デジタル関連コンサルティング市場は高成長を継続する見込みです。

採用マーケット

コンサルティングニーズの増大に伴い、業界内での人材争奪戦が激化し、経験者採用に係る費用、人件費は高騰する傾向であります。働き方改革により、業界を問わず優秀な人材の確保が課題となっており、新卒採用も過熱化している状況です。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

優秀な人材の採用と育成

当社は、今後の事業を支える優秀な人材の採用と育成が重要であると認識しております。当社が支援しているあらゆる業界の企業経営者に対する支援サービスは、知識集約ビジネスであり、コンサルタントの提案力や課題解決力の向上が当社の成長に影響すると考えております。そのため、様々なバックグラウンドを持った優秀な人材の採用を進め、各コンサルタントが安心して働きやすい環境・待遇の整備に注力することで、モチベーションの向上に努めてまいります。

また、多種多彩な研修制度や勉強会を設けて、戦略立案や経営課題を解決するためのスキル向上を図るとともに、自主性を重んじた個人の成長を最大限に引き出し、提案力・人間性の両面からの向上を図っております。

なお、当社は、数々のプロジェクトを業界やサービス領域を超えて手がけてきたプロフェッショナルだからこそ、クライアントのニーズに応えた実現性のある戦略立案ができると考えております。このため、特定の領域に限定することなく、様々な業界のプロジェクトを経験した高品質なサービスを提供できるプロフェッショナルな人材の育成を図ってまいります。

サービスの高付加価値化

当社は、クライアントのあらゆるニーズに応えるべく、トップマネジメントの意思決定サポートや企業経営における課題解決、デジタル技術を活用した生産性向上のためのビジネスプロセス改革、これら実行までの戦略立案等の総合的な経営支援サービスを提供することで、サービスの高付加価値化ができると考えております。今後は、クライアントとともに経営の問題を解決しながら潜在的なニーズを捉え、企業経営をサポートできるプロジェクトへの関与と、これまでの実績・ノウハウをもとに営業力を強化することで、更なるサービスの高付加価値化に取り組んでまいります。

安定した稼働率の維持

当社は、高い収益性を維持して持続的な成長をするために安定した稼働率（全所属コンサルタントに対する、ある時点においてプロジェクトに参画しているコンサルタントの割合）を維持することが重要であることを認識しております。そのためには、稼働率と収益力とのバランスを図りながら事業活動に取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載しております。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) 当社の事業活動に関連するリスク

#### 景気変動リスクについて

当社がコンサルティングサービスを提供する主要クライアントは、グローバルに事業を展開する各業界におけるリーディングカンパニーであります。国内外の景気動向や外国為替相場の変動、税制及び法令等の改正により、主要クライアントが事業投資やIT投資を抑制した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症等が世界的に拡大した場合においては、当社の企業活動にも感染症拡大対策等により一定の影響が生じることになります。同様に当社の顧客企業においても企業活動に制約が生じたこと等による間接的な影響により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社においては、新型コロナウイルス感染症防止及び感染拡大リスク低減のため、従業員の衛生管理の徹底並びに在宅勤務、時差通勤の推進、オンラインによる会議の活用、国内外の出張の自粛等の措置を行っております。

#### 人材の採用・確保及び育成について

当社は、今後の事業展開のため、優秀な人材の採用・確保及び育成が重要であると考えております。しかしながら、コンサルティング業界における人材の争奪により、優秀な人材の採用・確保及び育成が計画通りに進まない場合や、優秀な人材の社外流出が生じた場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約、クライアントに提供するサービスレベルの低下をもたらす、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 当社の財政状態に関連するリスク

#### のれんの減損について

当社は、2014年6月6日に旧株式会社ベイカレント・コンサルティングの全ての株式を取得しており、のれんを計上しております。当該のれんについては、将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、当社の将来の収益性が低下した場合には、当該のれんについて減損損失を計上するため、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、日本基準において、のれんの償却についてはその効果の及ぶ期間を見積り、その期間で償却しております。

参考情報として、IFRSでは19,187百万円ののれんを計上しており、のれんの取得日以降の償却をしておりません。なお、IFRSののれんについては非償却資産であるため、当該のれんについて減損損失を計上した場合、日本基準に比べて当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 多額の借入金と金利変動リスク及び財務制限条項について

当社は、複数の金融機関から借入れを行っているため、金融機関の融資情勢や市場金利の上昇による調達金利が変動した場合、当社の財政状態、経営成績及び資金繰り等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の借入金のうち、金銭消費貸借契約に基づく借入金には、財務制限条項が付されております。当該契約に付された財務制限条項の内容は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (貸借対照表関係) 3 財務制限条項」及び「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (2) 国際会計基準による財務諸表 注記事項 16 . 借入金及びその他の金融負債」に記載のとおりであります。これらに抵触した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 当社の社会的信用に関連するリスク

#### 情報セキュリティリスクについて

当社のコンサルティングサービスの提供にあたり、クライアントの機密情報や個人情報を有することがあります。そのため当社の役員及び従業員に対して、守秘義務の遵守、機密情報や個人情報の情報管理の徹底を行っております。しかしながら、不測の事態により、これらの情報が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信用に重大な影響を与え、対応費用を含め当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 訴訟等のリスクについて

当社は、クライアントと契約を締結する際に、事前にトラブル時の責任分担を取り決める等、過大な損害賠償の請求をされないようリスク管理を行っております。しかしながら、契約時に想定していないトラブルの発生等、当社の開発したソフトウェアに不具合が生じた場合、開発が予定通りに進捗しなかった場合、取引先等との何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあります。係る損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社の社会的信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### コンプライアンスリスクについて

当社の役員及び従業員に対し、行動規範を定める等、コンプライアンスに対する意識の徹底を図っております。しかしながら、万が一、当社の役員及び従業員がコンプライアンスに違反する行為を行った場合には、当社の社会的信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 風評リスクについて

当社は、高品質のサービスの提供に努めるとともに品質管理部を設置し、役員及び従業員に対する法令遵守浸透、情報管理やコンプライアンスに対する意識の徹底を行い、経営の健全性、効率性及び透明性の確保を図っております。しかしながら、当社のサービスや役員及び従業員に対して意図的に根拠のない噂や悪意を持った評判等を流布された場合には、当社の社会的信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における世界経済及び日本経済は、各国での新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種等の各種政策が推進されましたが、脅威は依然として継続し、先行きが不透明な状況が続いておりました。

コンサルティング業界においては、各企業が企業価値の向上を目指すために必要な事業拡大、新規ビジネスやサービスの創出、働き方改革、そして、それらの実行・実現に不可欠なデジタル技術の活用（DX：デジタルトランスフォーメーション）等、企業活動の様々な側面からの支援に対するニーズが強く、この傾向は今後も継続すると予想されます。

当社においては、DXを推進する代表的なコンサルティングファームの一つとして、従来からの当社の強みである企画力・実行力をベースとしたコンサルティングとデジタルの融合による高付加価値サービスを幅広い業種に対して提供するとともに、積極的な人材の採用・育成を行い、より一層の成長に向けて取り組んでまいりました。

このような状況のもと、当社は2021年4月26日に公表いたしました「中期経営計画（2022.2月期～2026.2月期）」において、2022年2月期～2026年2月期の期間を「国内最大級の総合コンサルティングファームとして実績を積み上げる」ための5年間と位置づけ、売上、利益ともに継続的な成長（年率20%目安）を実現し、2026年2月期において売上：1,000億円、EBITDA：300億円超を目標として掲げ、中長期にわたる持続的な成長に向けた取り組みを進めてまいりました。

当事業年度における人材採用面については、新たに約620名のコンサルタント（新卒含む）を採用することができました。また、収益面については、前事業年度に約18%増員したコンサルタントの戦力化が進んだことに加え、引き続きDXや事業戦略に関するプロジェクトを順調に受注することができ、前事業年度から好調に推移しております。さらに、当事業年度における稼働率（注）の平均は、約90%の水準となり、収益性がより一層向上いたしました。

これらの結果、当事業年度における収益については、前年同期に比べ（日本基準：34.2%増、IFRS：34.4%増）増収となり、営業利益については、前年同期に比べ（日本基準：63.3%増、IFRS：58.8%増）増益となりました。

なお、当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

#### (注) 稼働率

全所属コンサルタントに対する、ある時点においてプロジェクトに参画しているコンサルタントの割合

当事業年度における財政状態及び経営成績の状況は以下のとおりであります。

(財政状態の状況)

日本基準に準拠した当事業年度末における財政状態の状況は以下のとおりであります。

当事業年度末における資産は、50,260百万円となり、前事業年度末に比べ12,087百万円増加しました。負債は、14,727百万円となり、前事業年度末に比べ1,056百万円増加しました。純資産は、35,533百万円となり、前事業年度末に比べ11,031百万円増加しました。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度末における資産は、58,136百万円となり、前事業年度末に比べ12,133百万円増加しました。負債は、16,435百万円となり、前事業年度末に比べ450百万円増加しました。資本は、41,701百万円となり、前事業年度末に比べ11,683百万円増加しました。

(経営成績の状況)

日本基準に準拠した当事業年度の経営成績は、売上高57,465百万円(前年同期比34.2%増)、営業利益20,649百万円(同63.3%増)、経常利益20,619百万円(同63.7%増)、当期純利益14,670百万円(同61.0%増)となりました。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度の経営成績は、売上収益57,642百万円(前年同期比34.4%増)、営業利益21,518百万円(同58.8%増)、税引前利益21,469百万円(同59.3%増)、当期利益15,544百万円(同55.2%増)となりました。

キャッシュ・フローの状況

日本基準に準拠した当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ9,761百万円増加し、当事業年度末には26,056百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、15,298百万円(前年同期は11,441百万円の収入)となりました。主な増加は、税引前当期純利益20,619百万円、のれん償却額943百万円、賞与引当金の増加額572百万円、主な減少は、売上債権の増加額2,619百万円、法人税等の支払額4,717百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、147百万円(前年同期は364百万円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出75百万円、敷金の差入による支出82百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は、5,390百万円(前年同期は2,810百万円の使用)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出1,050百万円、自己株式の取得による支出1,206百万円、配当金の支払額3,141百万円によるものであります。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

当事業年度末における資金は、前事業年度末に比べ9,761百万円増加し、当事業年度末には26,056百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、16,018百万円(前年同期は12,135百万円の収入)となりました。主な増加は、税引前利益21,469百万円、減価償却費及び償却費841百万円、株式報酬費用465百万円、その他の流動負債の増加額516百万円、主な減少は、売上債権及びその他の債権の増加額2,757百万円、法人所得税の支払額4,717百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、147百万円(前年同期は364百万円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出75百万円、敷金の差入による支出82百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は、6,110百万円(前年同期は3,504百万円の使用)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出1,050百万円、リース負債の返済による支出732百万円、自己株式の取得による支出1,206百万円、配当金の支払額3,141百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

日本基準に準拠した当事業年度の販売実績をセグメント別に示すと、以下のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	前年同期比(%)
コンサルティング事業(百万円)	57,465	134.2

(注) 1. 当社の事業区分は「コンサルティング事業」の単一セグメントであります。

2. 金額は外部顧客に対する売上高を示しております。

3. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、いずれも当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

当事業年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の状況

日本基準に準拠した当事業年度における財政状態の分析は以下のとおりであります。

当事業年度末における資産は、50,260百万円となり、前事業年度末に比べ12,087百万円増加しました。これは主に、現金及び預金が9,763百万円、売掛金が2,619百万円、繰延税金資産が338百万円増加し、のれん償却額等により無形固定資産が964百万円減少したことによります。負債は、14,727百万円となり、前事業年度末に比べ1,056百万円増加しました。これは主に、未払法人税等が1,657百万円、賞与引当金が572百万円増加し、長期借入金が1,050百万円減少したことによります。純資産は、35,533百万円となり、前事業年度末に比べ11,031百万円増加しました。これは主に、資本剰余金が280百万円、利益剰余金が11,528百万円、自己株式が777百万円増加したことによります。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度における財政状態の分析は以下のとおりであります。

当事業年度末における資産は、58,136百万円となり、前事業年度末に比べ12,133百万円増加しました。これは主に、現金及び現金同等物が9,761百万円、売上債権及びその他の債権が2,757百万円、繰延税金資産が362百万円増加し、たな卸資産が107百万円、有形固定資産が704百万円減少したことによります。負債は、16,435百万円となり、前事業年度末に比べ450百万円増加しました。これは主に、その他の金融負債が145百万円、未払法人所得税が1,657百万円、その他の流動負債が427百万円増加し、借入金が1,038百万円、リース負債が732百万円減少したことによります。資本は、41,701百万円となり、前事業年度末に比べ11,683百万円増加しました。これは主に、利益剰余金が12,402百万円、自己株式が777百万円増加したことによります。

## b. 経営成績の状況

日本基準に準拠した当事業年度における経営成績の分析は以下のとおりであります。

日本基準に準拠した業績

(単位：百万円)

回次	2021年2月期	2022年2月期	増減率 (%)
会計期間	自 2020年3月1日 至 2021年2月28日	自 2021年3月1日 至 2022年2月28日	
売上高	42,828	57,465	34.2
売上原価	22,557	26,813	18.9
売上総利益	20,271	30,652	51.2
売上総利益率(%)	47.3%	53.3%	-
販売費及び一般管理費	7,625	10,003	31.2
営業利益	12,646	20,649	63.3
営業利益率(%)	29.5%	35.9%	-
経常利益	12,596	20,619	63.7
当期純利益	9,113	14,670	61.0

(注) 百万円未満は四捨五入して記載しております。

当事業年度の売上高は、57,465百万円となり、前事業年度に比べ14,637百万円増加しました。これは主に、DXに関連する案件の増加によるものです。当事業年度の販売費及び一般管理費は、10,003百万円となり、前事業年度に比べ2,378百万円増加しました。これは主に、人件費によるものです。この結果、当事業年度の営業利益は、20,649百万円となり、前事業年度に比べ8,003百万円増加しました。

当事業年度の営業外費用は、32百万円となり、前事業年度に比べ20百万円減少しました。この結果、当事業年度の経常利益は、20,619百万円となり、前事業年度に比べ8,023百万円増加しました。法人税等合計は5,949百万円となり、前事業年度に比べ2,466百万円増加しました。この結果、当事業年度の当期純利益は、14,670百万円となり、前事業年度に比べ5,557百万円増加しました。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度における経営成績の分析は以下のとおりであります。

IFRSに準拠した業績

(単位：百万円)

回次	2021年2月期	2022年2月期	増減率 (%)
会計期間	自 2020年3月1日 至 2021年2月28日	自 2021年3月1日 至 2022年2月28日	
売上収益	42,873	57,642	34.4
売上原価	22,648	27,069	19.5
売上総利益	20,225	30,573	51.2
売上総利益率(%)	47.2%	53.0%	-
販売費及び一般管理費	6,676	9,057	35.7
営業利益	13,551	21,518	58.8
営業利益率(%)	31.6%	37.3%	-
税引前利益	13,477	21,469	59.3
当期利益	10,014	15,544	55.2

(注) 百万円未満は四捨五入して記載しております。



当事業年度の売上収益は、57,642百万円となり、前事業年度に比べ14,769百万円増加しました。これは主に、DXに関連する案件の増加によるものです。当事業年度の販売費及び一般管理費は、9,057百万円となり、前事業年度に比べ2,381百万円増加しました。これは主に、人件費によるものです。この結果、当事業年度の営業利益は、21,518百万円となり、前事業年度に比べ7,967百万円増加しました。

当事業年度の金融費用は、49百万円となり、前事業年度に比べ25百万円減少しました。この結果、当事業年度の税引前利益は、21,469百万円となり、前事業年度に比べ7,992百万円増加しました。当事業年度の法人所得税費用は5,925百万円となり、前事業年度に比べ2,462百万円増加しました。この結果、当事業年度の当期利益は、15,544百万円となり、前事業年度に比べ5,530百万円増加しました。

(参考情報)

当社は、投資家が会計基準の差異にとらわれることなく、当社の業績評価を行い、当社の企業価値についての純粋な成長を把握するうえで有用な情報を提供することを目的として、EBITDAを経営成績に関する参考指標としております。なお、当該EBITDA及び算出方法は以下のとおりであります。

日本基準に基づくEBITDA = 営業利益 + 減価償却費及びその他の償却費 + のれん償却額

(単位：百万円)

回次	2021年2月期	2022年2月期
会計期間	自 2020年3月1日 至 2021年2月28日	自 2021年3月1日 至 2022年2月28日
日本基準による財務諸表における営業利益	12,646	20,649
調整額：		
+ 減価償却費及びその他の償却費	284	141
+ のれん償却額	943	943
調整額小計	1,227	1,084
日本基準に基づくEBITDA	13,873	21,733

(注) 百万円未満は四捨五入して記載しております。

IFRSに基づくEBITDA = 営業利益 + 減価償却費及び償却費 ± その他調整

(単位：百万円)

回次	2021年2月期	2022年2月期
会計期間	自 2020年3月1日 至 2021年2月28日	自 2021年3月1日 至 2022年2月28日
IFRSによる財務諸表における営業利益	13,551	21,518
調整額：		
+ 減価償却費及び償却費(注)2	284	141
± その他調整(注)2、3	38	74
調整額小計	322	215
IFRSに基づくEBITDA	13,873	21,733

(注) 1. 百万円未満は四捨五入して記載しております。

2. 使用権資産に係る償却費については「+ 減価償却費及び償却費」から除いて「± その他調整」に含めております。

3. 「± その他調整」は、IFRS固有の会計処理等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(キャッシュ・フローの分析)

当事業年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(資本の財源及び資金の流動性に係る情報)

(財務政策)

当社は、コンサルティング業界における企業間競争に対応できる企業体質の強化を図っており、今後の事業発展を目指すため内部留保の充実に努めております。これにより、成長に向けた人材投資、設備投資並びに株主還元等は自己資金で賄う予定であります。

株主還元については、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の重要課題と考え、配当と自己株式の取得を含めた総還元性向の目安をIFRSベースで40%とし、その内の配当性向についてはIFRSベースで20%～30%を目安といたします。配当及び自己株式の取得は、日本基準における分配可能額の範囲を目途にして、通期業績、財務体質の強化、内部留保の充実等を総合的に勘案したうえで継続的に実施することを基本方針としております。

(資金調達の方法及び状況)

当社の持続的な成長と負債と資本の最適化を通じて、企業活動を最大化するための取組方針、資金調達の方法及び状況につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(金融商品関係)」、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(貸借対照表関係)4」、及び「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (2) 国際会計基準による財務諸表 注記事項 27. 金融商品」に記載しております。

(資金の主要な使途を含む資金需要の動向)

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、当社コンサルタントの人件費であります。また、主な設備投資需要としては、本社設備に係る固定資産投資等であります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しているほかに国際会計基準審議会によって公表されたIFRSに基づく財務諸表も作成しております。財務諸表の作成に当たり、決算日における資産・負債及び事業年度の収益・費用の数値に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

参考情報として、IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (2) 国際会計基準による財務諸表 注記事項 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載のとおりであります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

当社は、2018年3月22日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり既存借入金の借換え（リファイナンス）を実行いたしました。

##### 目的

今回の資金の借入は、既存借入金のリファイナンス資金とし、2018年3月30日付で既存借入金残高（8,675百万円）を一括返済することで、借入期間の変更及び金利条件の改善による安定的な財務体質の向上を図るためであります。

##### 借入内容

株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約

##### 借入先の名称

株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行

##### 借入金額

8,400百万円

##### 実施時期

2018年3月30日

##### 借入期間

8年

##### 借入条件

基準金利 + スプレッド

##### 担保状況

無担保・無保証

##### 主な借入人の義務

主な財務制限条項の内容は以下のとおりであります。

- ・各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。
- ・各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した主な設備投資は、業容の拡大に対処するため、本社事務所の改修工事等73百万円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

#### 2【主要な設備の状況】

2022年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都港区)	本社事務所	435	116	551	2,638

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 上記の他、賃借している主要な設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料(百万円)
本社 (東京都港区)	本社事務所	694

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,000,000
計	26,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2022年5月30日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,541,141	15,541,141	東京証券取引所 市場第一部(事業年度末現在) プライム市場(提出日現在)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
計	15,541,141	15,541,141	-	-

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2018年7月25日 (注)	71,141	15,541,141	133	282	133	182

(注) 譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の有償発行

発行価格 3,740円

資本組入額 1,870円

割当先 当社取締役(社外取締役を除く。)4名及び当社幹部社員25名

## (5) 【所有者別状況】

2022年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	24	41	58	321	7	3,404	3,855	-
所有株式数 (単元)	-	34,557	2,938	905	81,028	13	35,776	155,217	19,441
所有株式数の割 合(%)	-	22.26	1.89	0.58	52.21	0.01	23.05	100.00	-

(注) 自己株式187,111株は、「個人その他」に1,871単元、「単元未満株式の状況」に11株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2022年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式 を除く。)の 総数に対 する所有株 式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,421,300	15.77
江口 新	東京都港区	1,555,714	10.13
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタ ディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,521,694	9.91
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	1,069,523	6.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	538,300	3.51
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	462,090	3.01
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	295,000	1.92
萩平 和巳	東京都世田谷区	292,642	1.91
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	243,825	1.59
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタ ディ業務部)	P.O.BOX 1631 BOSTON, MASSACHUSETTS02105-1631, USA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	237,047	1.54
計	-	8,637,135	56.25

- (注) 1. 2021年10月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Lazard Asset Management LLCが2021年10月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Lazard Asset Management LLC	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ロックフェラープラ ザ30番地	584,600	3.76

2. 2022年3月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Capital Research and Management Company及びその共同保有者3社が2022年2月22日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Capital Research and Management Company	333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.	2,445,764	15.74
Capital International Inc	11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90025, U.S.A.	144,900	0.93
Capital International Sarl	3 Place des Bergues, 1201 Geneva, Switzerland	59,600	0.38
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	644,800	4.15
計	-	3,295,064	21.20



## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2022年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 187,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,334,600	153,346	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 19,441	-	-
発行済株式総数	15,541,141	-	-
総株主の議決権	-	153,346	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式11株が含まれております。

## 【自己株式等】

2022年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ベイカレント・コンサルティング	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	187,100	-	187,100	1.20
計	-	187,100	-	187,100	1.20

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年4月14日)での決議状況 (取得期間 2021年5月1日~2021年8月31日)	40,000	1,200,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	36,200	1,199,573,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	3,800	427,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	9.5	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	9.5	0.0

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
会社法第370条(取締役会決議に代わる書面決議(2022年4月14日))に基づく決議状況 (取得期間 2022年5月2日~2022年5月24日)	50,000	2,300,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの取得株式数は含まれておりません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	136	3,820,000
当期間における取得自己株式	26	1,235,000

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式及び無償取得による譲渡制限付株式は含まれておりません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他				
（新株予約権の権利行使）	40,880	290,988,899	-	-
（譲渡制限付株式の付与）	18,842	134,117,356	-	-
保有自己株式数	187,111	-	187,137	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの取締役会決議による取得自己株式、単元未満株式の買取りによる株式及び無償取得による譲渡制限付株式は含まれておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の重要課題と考え、配当と自己株式の取得を含めた総還元性向の目安をIFRSベースで40%とし、その内の配当性向についてはIFRSベースで20%～30%を目安といたします。配当及び自己株式の取得は、日本基準における分配可能額の範囲を目的にして、通期業績、財務体質の強化、内部留保の充実等を総合的に勘案したうえで継続的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会であり、中間配当については取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。当期の配当につきましては、1株当たり260.00円（うち、中間配当90.00円）となりました。なお、日本基準に準拠した当事業年度の当期純利益14,670百万円に対する配当性向は27.2%となりました。参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度の当期利益15,544百万円に対するIFRSベースの配当性向は25.6%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2021年10月15日 取締役会決議	1,379	90.00
2022年5月27日 定時株主総会決議	2,610	170.00

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を向上させ、株主、取引先及び従業員等のステークホルダーに対して社会的な責任を遂行するためには、経営の健全性、効率性及び透明性が不可欠であると認識しており、内部統制の整備・運用及びリスク管理の徹底により、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

企業統治の体制及び内部統制システムの整備の状況

イ．会社の機関の基本説明及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会と取締役会から独立した独任制の監査役会から構成される監査役会設置会社方式を採用しております。現時点におきましては、常勤監査役と半数以上の社外監査役から構成される監査役会によって監査を実施する当該方式のもと、実効性のあるガバナンスを実現できていることから、当該体制を採用しております。

#### a．取締役会

当社は、取締役会設置会社であり、取締役会は、議長である代表取締役社長 阿部義之、代表取締役副社長 池平謙太郎、取締役 中村公亮、取締役 関口諭、社外取締役 小路敏宗、社外取締役 佐藤真太郎の6名で構成され、業務執行の最高意思決定機関であり、法令や定款に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

#### b．監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は、議長である常勤監査役 奥山芳貴、社外監査役 糟谷祐一郎、社外監査役 藤本哲也、社外監査役 緑川芳江の4名で構成され、監査の方針、方法及び実施計画等を決定しております。監査役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて随時監査役会を開催しております。

監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行の状況に対して、適宜、意見陳述を行うとともに、監査役会にて決定された監査の方針に基づいて業務監査を行っております。

#### c．会計監査人

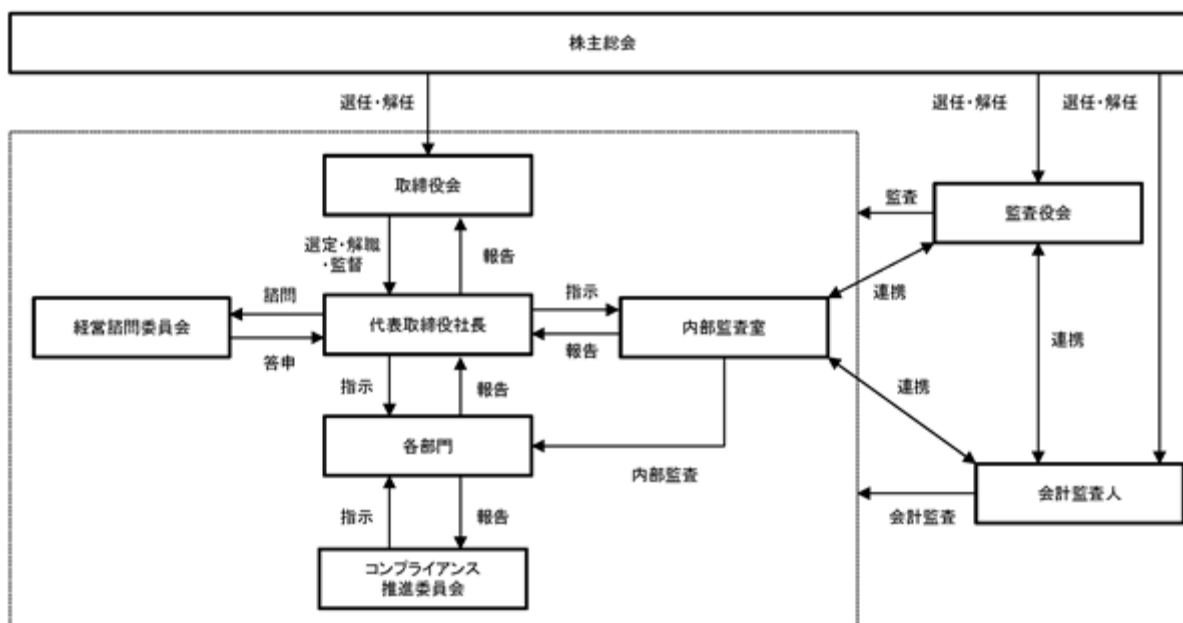
当社は、会計監査人設置会社であり、会計監査人の選任については、当社の業務内容、及び会計方針に精通していること等の要素を勘案し、適切な会計監査人を選任しております。

#### d．経営諮問委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とする諮問機関として、経営諮問委員会を設置し、代表取締役社長 阿部義之、社外取締役 小路敏宗、社外取締役 佐藤真太郎の3名で構成され、過半数を社外取締役としております。経営諮問委員会は、原則として1年に3回以上開催し、当社の経営の透明性の確保に資することを目的とし、委員長の諮問に応じて、取締役等が受ける報酬等の内容及びその決定方針、取締役及び監査役候補者等の指名方針等について、審議・答申を行っております。

## e. コーポレート・ガバナンスの体制と関係

当社のコーポレート・ガバナンスの体制と関係を図示すると以下のとおりであります。



## ロ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、2015年9月18日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- c. 損失の危険の管理に関する体制
- d. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
- e. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- f. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- g. 当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- h. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他の監査役職務の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- i. 反社会的勢力排除に向けた体制

## リスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンス推進委員会を設置し、取締役会、監査役会、会計監査人、内部監査室及び各部門からリスクに関する情報を随時収集し、当該リスクについて関連する各部門と慎重に協議し、リスクの早期発見及び未然防止に努めております。また、必要に応じて弁護士及び税理士等の社外専門家にリスク対応について助言を受けられる体制を整えております。

## 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

## 役員等との間で締結している補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

#### 取締役及び監査役の定数

当社の取締役の定数は10名以内、監査役の定数は5名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

#### 取締役会で決議できる株主総会決議事項

##### イ．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

##### ロ．中間配当

当社は、機動的な配当政策の遂行を可能とすることを目的に、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。

#### 八．取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除できる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	阿部 義之	1966年4月4日生	1989年4月 ㈱野村総合研究所入社 2002年10月 ㈱エックスエヌ入社 2006年9月 ㈱ユニバーサルシステムエンジニアリング(現 インフォメーションサービスフォース㈱)入社 同年12月 同社代表取締役 2008年9月 旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社 同年11月 同社執行役員 2015年5月 当社取締役コンサルティング&IT事業本部長 2016年12月 当社代表取締役社長(現任)	(注)4	74,998
代表取締役副社長	池平 謙太郎	1977年10月1日生	2001年4月 ㈱セントラルオフィス入社 2007年9月 旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社 2015年4月 当社執行役員 同年5月 当社取締役 同年6月 当社取締役営業本部長 2021年5月 当社代表取締役副社長(現任)	(注)4	104,740
取締役最高財務責任者 兼 管理本部長	中村 公亮	1982年7月7日生	2006年4月 セレブリックス・ホールディングス㈱入社 2007年1月 旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社 2015年4月 当社執行役員 同年5月 当社取締役管理本部長 2021年5月 当社取締役最高財務責任者兼管理本部長(現任)	(注)4	87,763
取締役 コンサルティング本部長	関口 諭	1978年6月29日生	2003年4月 ㈱日立製作所入社 2008年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2011年5月 旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社 2013年3月 同社執行役員 2018年4月 当社執行役員コンサルティング本部長 同年5月 当社取締役コンサルティング本部長(現任)	(注)4	42,361
取締役	小路 敏宗	1984年7月5日生	2013年12月 弁護士登録 同年同月 中央総合法律事務所入所(現任) 2016年3月 当社取締役(現任)	(注)4	1,000
取締役	佐藤 真太郎	1974年3月1日生	2000年10月 弁護士登録 同年同月 TMI総合法律事務所入所 2017年10月 佐藤真太郎法律事務所設立 同所代表(現任) 2018年5月 当社取締役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤 監査役	奥山 芳貴	1950年4月22日生	1981年9月 野村證券㈱入社 1982年7月 野村證券㈱スイス現地法人 (Nomura Bank (Switzerland) Ltd.) 出向 1990年11月 野村證券㈱ベルギー現地法人 (Nomura Bank (Belgium) S.A./N.V.) C E O 1995年5月 野村證券㈱フランス現地法人 (Banque Nomura France S.A.) C E O 2003年5月 野村アセットマネジメント㈱出向 2015年5月 当社監査役(現任)	(注)5	1,000
監査役	糟谷 祐一郎	1980年11月18日生	2005年12月 中央青山監査法人(みずす監査法 人)入所 2007年7月 新日本監査法人(現 EY新日本有 限責任監査法人)入所 2010年7月 公認会計士登録 2014年9月 糟谷公認会計士事務所設立(現 糟谷公認会計士・税理士事務所) 同所代表(現任) 2016年3月 当社監査役(現任) 2016年11月 ㈱リビングギャラリー社外取締役 2019年3月 ㈱ハヤシゴ監査役(現任)	(注)5	900
監査役	藤本 哲也	1986年1月8日生	2008年4月 ㈱京都銀行入行 同年10月 田井良夫国際税務会計事務所入所 2015年4月 税理士登録 同年同月 藤本哲也税理士事務所設立 同所代表(現任) 2016年3月 当社監査役(現任)	(注)5	1,200
監査役	緑川 芳江	1979年5月8日生	2007年12月 弁護士登録 2008年1月 森・濱田松本法律事務所入所 2015年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2019年1月 三浦法律事務所パートナー(現 任) 2019年6月 株式会社アイ・ピー・エス社外監 査役 同年同月 SOSiLA物流リート投資法人監督役 員(現任) 2022年5月 当社監査役(現任)	(注)6	-
計					313,962

- (注)1. 代表取締役社長の阿部義之、代表取締役副社長の池平謙太郎、取締役の中村公亮、関口諭は、2014年10月1日に当社が吸収合併した旧株式会社ベイカレント・コンサルティングからの入社であります。
2. 取締役の小路敏宗、佐藤真太郎は、社外取締役であります。
3. 監査役の糟谷祐一郎、藤本哲也、緑川芳江は、社外監査役であります。
4. 2022年5月27日開催の定時株主総会の終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2020年5月27日開催の定時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 2022年5月27日開催の定時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための基準又は方針について定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にして選任しております。なお、当社と社外取締役及び社外監査役との間に人的関係、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況 役員一覧」に記載した以外の資本的関係、重要な取引関係及び特別の利害関係はありません。



なお、社外取締役及び社外監査役の選任状況は以下のとおりであります。

社外取締役である小路敏宗は、弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、選任しております。

社外取締役である佐藤真太郎は、弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、選任しております。

社外監査役である糟谷祐一郎は、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通していることから、会計監査及び内部統制の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、選任しております。

社外監査役である藤本哲也は、税理士資格を有しており、企業会計・税務に精通していることから、会計及び税務の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、選任しております。

社外監査役である緑川芳江は、弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律専門家としての豊富な経験と見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、監査役監査及び会計監査の結果について報告を受け、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外監査役は、常勤監査役と緊密に連携し、経営の監視に必要な情報を共有しております。また、監査役会を通じて、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携をとり、業務の適正性の確保に努めております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

監査役監査につきましては、監査役会にて決定された、監査の方針、方法及び実施計画等に基づき、各監査役が監査業務を分担して実施し、監査役会において情報共有を行っております。

当社における監査役監査は、監査役4名（うち社外監査役3名）の体制となっており、監査役は取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人からの報告・聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産状況の調査等を通じて監査を実施しております。

会計に関する事項については、会計監査人による監査計画を確認するとともに、会計監査人の監査の方法及び結果について意見交換、監査上の主要な検討事項について協議するなど連携に努めております。

また、内部統制システムをより有効に機能させるため、内部監査室との意見交換・連携を高め、その監査内容と結果を聴取しております。

なお、社外監査役 糟谷祐一郎は、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通していることから、会計監査及び内部統制の専門家としての経験・見識を有するものであります。社外監査役 藤本哲也は、税理士資格を有しており、企業会計・税務に精通していることから、会計及び税務の専門家としての経験・見識を有するものであります。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりであります。

区分	氏名	出席状況
常勤監査役	奥山 芳貴	12回 / 12回
社外監査役	糟谷 祐一郎	12回 / 12回
社外監査役	藤本 哲也	12回 / 12回

監査役会における主な検討事項として、監査方針及び監査計画策定、監査報告の作成、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項、及び会計監査人の報酬等に関する同意等であります。

また、常勤監査役の活動として、重要書類の閲覧、当社取締役会等の重要な会議への出席、各部門等への面談等の実施により会社の状況を把握し、経営の健全性を監査することで監査機能の充実を図っております。

#### 内部監査の状況

当社は、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。

内部監査につきましては、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画書に基づき、経営活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から検討・評価しております。内部監査結果については、内部監査報告書として取りまとめ、代表取締役社長及び監査役に報告しております。さらに、内部監査の過程で改善を要する事項が検出された場合には、助言・提案を行うとともに、被監査部門による改善状況をフォローアップ監査により確認しております。

なお、内部監査室、監査役会及び会計監査人は相互に緊密な連携を取り、それぞれの監査に必要な情報の共有を図っております。

## 会計監査の状況

## イ．監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

## ロ．継続監査期間

2019年（2020年2月期）以降

## ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 本間 洋一

指定有限責任社員 業務執行社員 齋藤 哲

## ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 10名

## ホ．監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、会計監査人の独立性及び専門性、当社の事業規模や経営環境、業績等を勘案した会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する品質管理体制等を総合的に勘案して、会計監査人の選任、解任、再任の審議を行っており、審議の結果、太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人として適任であると判断し、選任しております。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会は会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、日本監査役協会等が示す会計監査人の評価基準を参考に、同法人の独立性、品質管理体制、専門性の有無、監査報酬、監査実績等の状況を踏まえ、総合的に評価しております。

## 監査報酬の内容等

## イ．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
42	-	34	-

## ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イ．を除く）

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

## ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

## ニ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案した上で決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

## ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

##### イ．当社の取締役の報酬等の決定方針

当社の取締役の報酬等の決定方針については、任意の諮問機関である経営諮問委員会の諮問を踏まえて取締役会で決議しております。また、取締役会は、経営諮問委員会の諮問を踏まえて取締役報酬の原案を取締役会で決議しておりますので、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

##### a．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で決議いただいた限度額の範囲で、各職責及び当業界における報酬水準を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、以下に定める方針のもと、個人別の固定報酬及び業績連動報酬を確定させたうえ、その総額のうち、一部を月例の金銭報酬として支給し、残りを年1回の非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬を付与することとする。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての金銭報酬のみを支給することとする。

##### b．固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

固定報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員及び経営陣幹部の給与水準等を総合的に勘案し、適宜、経営諮問委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会が決定することとする。

##### c．業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前事業年度のEBITDAに一定の比率（以下、「業績連動比率」という。）を乗じて算出された額とする。業績連動比率は、役位、職責、在任年数等に応じて、適宜、経営諮問委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会が決定することとする。

##### d．非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法並びに非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

非金銭報酬は、中長期的な業績向上に対する意識を高めるため、譲渡制限付株式報酬とする。取締役会は、株主総会で決議いただいた限度額の範囲で、経営諮問委員会の答申を踏まえたうえで、各取締役に対する付与株式数を決定することとする。

非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する報酬割合については、役位、職責等を踏まえ、中長期的なインセンティブとして十分機能するよう個人別の報酬総額の3分の1程度とすることを目安とする。

##### e．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づくものとし、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、適宜、経営諮問委員会に諮問し答申を得ることとする。

##### ロ．役員報酬等の構成

当社の取締役の報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬である基本報酬と、譲渡制限付株式を当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して付与する譲渡制限付株式報酬により構成されており、その支給割合は、基本報酬を3分の2程度（60～70%）、譲渡制限付株式報酬を3分の1程度（40～30%）とすることを目安としております。

固定報酬及び業績連動報酬である基本報酬については、毎年6月以降の1年間の報酬を確定しております。支給方法は、定期同額給与として毎月一定の時期に現金により支給しております。

譲渡制限付株式報酬については、今後1年間の勤務継続を前提にした報酬の一部として支給するものであり、譲渡制限期間（割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定めた期間。）の満了時点で譲渡制限が解除される仕組みとしており、譲渡制限を解除するまでの在籍期間に応じて費用計上しております。

当社の社外取締役の報酬は、当該報酬限度額の範囲内において、固定報酬である基本報酬のみで構成されております。

当社の監査役及び社外監査役の報酬は、当該報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しており、固定報酬である基本報酬のみで構成されております。

八．取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定

原則として1年に3回以上開催される経営諮問委員会において取締役等が受ける報酬等の内容及びその決定方針等を踏まえ、株主総会で決議された報酬限度額及び譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額の範囲内において、取締役会です承された方法により決定しております。

取締役の報酬等に関する経営諮問委員会の活動は以下のとおりです。

開催日	活動内容
2021年5月19日	取締役報酬（2021年度報酬）について協議
2021年10月15日	取締役報酬の方針、社外役員の内任期間及び独立性基準等について協議
2022年2月22日	役員報酬の方針及び役員体制について協議

二．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定について特定の取締役に対する委任を行っておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬		非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役 (社外取締役を除く)	970	160	542	268	4
監査役 (社外監査役を除く)	14	14	-	-	1
社外取締役	19	19	-	-	2
社外監査役	10	10	-	-	2

(注) 1．非金銭報酬等の268百万円は、各事業年度において対象となる当社の取締役(社外取締役を除く。)に付与した譲渡制限付株式報酬を、当事業年度において譲渡制限を解除するまでの在籍期間に応じて費用計上した額であります。

- 2．当事業年度において支払った役員退職慰労金に該当する事項はありません。  
3．業績連動報酬等に関する事項

前事業年度である第7期(2021年2月期)におけるEBITDAの実績値13,873百万円に対し、役位、職責、在任年数等に応じた一定の比率を乗じて算出された額を業績連動報酬としております。当該指標を選択した理由は、当社において重要な指標であることと、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。

4．非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬については、2021年6月23日開催の取締役会において、譲渡制限付株式を当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して付与する具体的な支給時期及び配分について決定し、当社取締役4名に対し、2021年7月14日付で譲渡制限付株式の付与を行っており、その取引金額は378百万円(普通株式10,386株)であります。株式を割り当てた際に付された条件としての譲渡制限期間は、2021年7月14日から2024年7月14日までとしております。

5．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額については、2020年5月27日開催の第6回定時株主総会において、年額800百万円以内(うち社外取締役分40百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は2名)であります。なお、定款で定める取締役の員数は10名以内であり、本有価証券報告書提出日現在は6名であります。

また、2021年5月28日開催の第7回定時株主総会において、当社の取締役と中長期的な会社業績及び株式価値との連動性を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上述の取締役の報酬額とは別枠で、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額として、年額800百万円以内(年150,000株を上限とし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。なお、定款で定める取締役の員数は10名以内であり、本有価証券報告書提出日現在の対象取締役は4名であります。

当社の監査役の報酬限度額は、2019年5月29日開催の第5回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。なお、定款で定める監査役の員数は5名以内であり、本有価証券報告書提出日現在は4名であります。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額（百万円）			報酬等の総額 （百万円）
			基本報酬		非金銭報酬等 （譲渡制限付株式報酬）	
			固定報酬	業績連動報酬		
阿部 義之	取締役	提出会社	40	175	82	297
池平 謙太郎	取締役	提出会社	40	171	80	291
中村 公亮	取締役	提出会社	40	168	78	286

（注）非金銭報酬等は、各事業年度において対象となる当社の取締役（社外取締役を除く。）に付与した譲渡制限付株式報酬を、当事業年度において譲渡制限を解除するまでの在籍期間に応じて費用計上した額であります。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
該当事項はありません。

（５）【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方  
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式  
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの  
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成した財務諸表のほか、第129条第2項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。

なお、本報告書の財務諸表の金額については、百万円未満を四捨五入して表示しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年3月1日から2022年2月28日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は、日本基準及びIFRSにおいて「第5 経理の状況 1 財務諸表等（2）国際会計基準による財務諸表注記事項 2．作成の基礎」に記載のとおり、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、社外セミナーへの参加、各種専門書を定期購読し情報を収集することで、会計基準の変更等に的確に対応できる体制を整えております。

また、IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書等を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	16,291	26,054
売掛金	5,750	8,369
仕掛品	588	613
その他	450	578
流動資産合計	23,079	35,614
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	452	435
その他(純額)	102	116
有形固定資産合計	1,554	1,551
無形固定資産		
のれん	12,501	11,556
その他	88	69
無形固定資産合計	12,589	11,625
投資その他の資産		
敷金	714	796
長期前払費用	300	399
繰延税金資産	923	1,261
その他	14	14
投資その他の資産合計	1,951	2,470
固定資産合計	15,094	14,646
資産合計	38,173	50,260

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	3 1,050	3 1,050
未払金	351	366
未払法人税等	3,039	4,696
未払消費税等	1,963	2,009
賞与引当金	1,557	2,129
資産除去債務	10	-
その他	1,068	905
流動負債合計	9,038	11,155
固定負債		
長期借入金	3 4,463	3 3,413
資産除去債務	138	139
その他	32	20
固定負債合計	4,633	3,572
負債合計	13,671	14,727
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	282	282
資本剰余金		
資本準備金	182	182
その他資本剰余金	7,861	8,141
資本剰余金合計	8,043	8,323
利益剰余金		
利益準備金	25	25
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	16,708	28,236
利益剰余金合計	16,733	28,261
自己株式	556	1,333
株主資本合計	24,502	35,533
新株予約権	0	-
純資産合計	24,502	35,533
負債純資産合計	38,173	50,260



## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
売上高	42,828	57,465
売上原価	22,557	26,813
売上総利益	20,271	30,652
販売費及び一般管理費	7,625	10,003
営業利益	12,646	20,649
営業外収益		
未払配当金除斥益	2	2
営業外収益合計	2	2
営業外費用		
支払利息	36	29
支払手数料	-	2
ゴルフ会員権評価損	16	-
その他	0	1
営業外費用合計	52	32
経常利益	12,596	20,619
税引前当期純利益	12,596	20,619
法人税、住民税及び事業税	3,819	6,287
法人税等調整額	336	338
法人税等合計	3,483	5,949
当期純利益	9,113	14,670

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)		当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費		21,689	95.4	25,701	95.8
経費		1,051	4.6	1,137	4.2
当期製造費用		22,740	100.0	26,838	100.0
期首仕掛品たな卸高		405		588	
合計		23,145		27,426	
期末仕掛品たな卸高		588		613	
売上原価		22,557		26,813	

## 原価計算の方法

原価計算の方法は、実際個別原価計算によって合理的に集計しております。

(注) 主な内訳は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
給与(百万円)	16,160	19,163

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	282	182	7,523	7,705	25	9,353		9,378	760	16,605
当期変動額										
剰余金の配当						1,758	1,758		1,758	
当期純利益						9,113	9,113		9,113	
自己株式の取得								1	1	
自己株式の処分			338	338				205	543	
当期変動額合計	-	-	338	338	-	7,355	7,355	204	7,897	
当期末残高	282	182	7,861	8,043	25	16,708	16,733	556	24,502	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1	16,606
当期変動額		
剰余金の配当		1,758
当期純利益		9,113
自己株式の取得		1
自己株式の処分	1	542
当期変動額合計	1	7,896
当期末残高	0	24,502

当事業年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	282	182	7,861	8,043	25	16,708	16,733	556	24,502
当期変動額									
剰余金の配当						3,142	3,142		3,142
当期純利益						14,670	14,670		14,670
自己株式の取得								1,203	1,203
自己株式の処分			280	280				426	706
当期変動額合計	-	-	280	280	-	11,528	11,528	777	11,031
当期末残高	282	182	8,141	8,323	25	28,236	28,261	1,333	35,533

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	0	24,502
当期変動額		
剰余金の配当		3,142
当期純利益		14,670
自己株式の取得		1,203
自己株式の処分	0	706
当期変動額合計	0	11,031
当期末残高	-	35,533

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	12,596	20,619
減価償却費及びその他の償却費	284	141
のれん償却額	943	943
賞与引当金の増減額(は減少)	384	572
未払配当金除斥益	2	2
支払利息	36	29
支払手数料	-	2
ゴルフ会員権評価損	16	-
売上債権の増減額(は増加)	916	2,619
たな卸資産の増減額(は増加)	183	25
その他	1,002	386
小計	14,160	20,046
利息の支払額	37	31
法人税等の支払額	2,682	4,717
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,441	15,298
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	204	75
敷金の差入による支出	108	82
敷金の回収による収入	-	65
その他	52	55
投資活動によるキャッシュ・フロー	364	147
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	1,050	1,050
自己株式の取得による支出	1	1,206
配当金の支払額	1,758	3,141
その他	1	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,810	5,390
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,267	9,761
現金及び現金同等物の期首残高	8,028	16,295
現金及び現金同等物の期末残高	16,295	26,056

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

のれん 20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

収益は、物品の販売及びサービスの提供から受領する対価の公正価値から、値引、割戻及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。

サービスの提供

サービスの提供からの収益は、収益の額を信頼性をもって測定でき、その取引に関する経済的便益が企業に流入する可能性が高く、その取引の進捗度を報告期間の末日において信頼性をもって測定でき、その取引について発生した原価及び取引の完了に要する原価を、信頼性をもって測定可能な場合に認識しております。

当社における主なサービスの提供に関する収益認識の方針は以下のとおりであります。

・コンサルティングサービスの提供

主として顧客に成果物を引き渡した時点、又は契約に基づく期間における役務提供を完了した時点で収益を認識しております。

・ソフトウェア開発契約によるソフトウェアの提供

主として顧客に成果物を引き渡した時点、又は取引の進捗度を報告期間の末日において測定した時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

(のれんの評価)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額  
のれん 11,556百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ・当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、2014年6月6日に旧株式会社ベイカレント・コンサルティングの全ての株式を取得しており、取得した際に生じた超過収益力をのれんとして計上しております。

のれんの償却についてはその効果の及ぶ期間を20年として見積り、その期間で償却しております。

- ・当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

- のれんの減損

経営環境の著しい悪化や、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化の有無等の観点から減損の兆候を把握した場合、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合にはのれんを含む資産グループについて減損損失の認識を行うこととしております。

なお、割引前将来キャッシュ・フローは、経営者により承認された事業計画を基礎として見積っており、この仮定には、当社の将来予測、我が国の中長期経済成長率等の不確実性が伴います。

当事業年度において減損の兆候はありません。

- ・翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の経済環境の変動等に伴い、見積りにおいて用いた主要な仮定を見直したことで、当該のれんについて減損の兆候を把握し、減損損失を計上した場合には、翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。





(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の収束時期の変動による影響は不確定要素があるものの、当事業年度末において、当社の業績に大きな影響は見られていないことから、当該感染症による影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りに重要な影響は与えないものと判断しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	250百万円	299百万円

2 偶発債務

訴訟等

当社は、フューチャー株式会社及びフューチャーアーキテクト株式会社(以下、「原告ら」という。)から、当社及び当社元従業員(原告ら及び当社の元従業員であるため、以下、「当該元従業員A」という。)に対して、2017年8月3日付で不正競争防止法等に基づく損害賠償請求等を求める民事訴訟を提起されました。当社の法律顧問の見解を踏まえたうえで、現時点で当社に対する請求が認められることは考えておりません。したがって、当該訴訟による損害賠償等に関して支払が生じる可能性は低いため、当該引当金は計上しておりません。

なお、訴訟の内容及び請求金額は以下のとおりであります。

(1) 訴訟の内容：不正競争防止法等に基づく差止め等及び損害賠償請求

(2) 請求金額：合計 165百万円及び年5分の遅延損害金

当該元従業員Aと当社に対し、当該元従業員Aが営業機密を取得したこと等による損害として、当該元従業員Aと当社が連帯して、原告らそれぞれ55百万円及び年5分の遅延損害金。

当社に対し、当社が当該元従業員Aを採用したことにより、新たな従業員の雇い入れ、教育費用発生等による損害として、原告らそれぞれ28百万円及び年5分の遅延損害金。

3 財務制限条項

前事業年度（2021年2月28日）

当事業年度末における長期借入金4,463百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として日本基準に基づく財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。なお、当事業年度における以下の財務指標値は満たしております。

- (1) 各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。
- (2) 各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

当事業年度（2022年2月28日）

当事業年度末における長期借入金3,413百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として日本基準に基づく財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。なお、当事業年度における以下の財務指標値は満たしております。

- (1) 各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。
- (2) 各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

- 4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当座貸越契約及び借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
当座貸越契約の総額	2,500百万円	2,500百万円
借入実行残高	-	-
差引額	2,500	2,500

(損益計算書関係)

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度21%、当事業年度22%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度79%、当事業年度78%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
給与	1,909百万円	2,328百万円
賞与引当金繰入額	209	568
採用費	1,201	2,017
減価償却費及びその他の償却費	203	67
のれん償却額	943	943

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	15,541,141	-	-	15,541,141
合計	15,541,141	-	-	15,541,141
自己株式				
普通株式(注)1、2	286,295	2,120	77,918	210,497
合計	286,295	2,120	77,918	210,497

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,120株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加2,066株、単元未満株式の買取りによる増加54株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少77,918株は、譲渡制限付株式の付与による減少57,498株、新株予約権の権利行使による自己株式の処分による減少20,420株であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	0
	合計		-	-	-	-	0

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 定時株主総会	普通株式	915	60.00	2020年2月29日	2020年5月28日
2020年10月15日 取締役会	普通株式	843	55.00	2020年8月31日	2020年11月30日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月28日 定時株主総会	普通株式	1,763	利益剰余金	115.00	2021年2月28日	2021年5月31日

当事業年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	15,541,141	-	-	15,541,141
合計	15,541,141	-	-	15,541,141
自己株式				
普通株式(注)1、2	210,497	36,336	59,722	187,111
合計	210,497	36,336	59,722	187,111

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加36,336株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加36,200株、単元未満株式の買取りによる増加136株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少59,722株は、譲渡制限付株式の付与による減少18,842株、新株予約権の権利行使による自己株式の処分による減少40,880株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月28日 定時株主総会	普通株式	1,763	115.00	2021年2月28日	2021年5月31日
2021年10月15日 取締役会	普通株式	1,379	90.00	2021年8月31日	2021年11月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月27日 定時株主総会	普通株式	2,610	利益剰余金	170.00	2022年2月28日	2022年5月30日

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
現金及び預金	16,291百万円	26,054百万円
流動資産「その他」(預け金)	4	2
現金及び現金同等物	16,295	26,056

## (リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
1年内	550	545
1年超	726	181
合計	1,276	726

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。長期借入金は、複数の金融機関からのシンジケートローン契約による借入によるものであります。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社事務所の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、全て1年以内の支払期日であります。

長期借入金については、資金調達に係る流動性リスクと金利の変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社に財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社は、受注管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社の債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社は、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

金利変動リスクの管理

当社は、金利変動リスクを軽減するため、担当部署による市場動向等のモニタリングを行っております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（2021年2月28日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	16,291	16,291	-
(2) 売掛金	5,750	5,750	-
(3) 敷金	714	714	-
資産計	22,755	22,755	-
(1) 未払金	351	351	-
(2) 未払法人税等	3,039	3,039	-
(3) 未払消費税等	1,963	1,963	-
(4) 長期借入金	5,513	5,513	-
負債計	10,866	10,866	-

当事業年度（2022年2月28日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	26,054	26,054	-
(2) 売掛金	8,369	8,369	-
(3) 敷金	796	796	-
資産計	35,219	35,219	-
(1) 未払金	366	366	-
(2) 未払法人税等	4,696	4,696	-
(3) 未払消費税等	2,009	2,009	-
(4) 長期借入金	4,463	4,463	-
負債計	11,534	11,534	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 敷金

敷金の時価については、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

## (1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	16,291	-	-	-
売掛金	5,750	-	-	-
敷金	-	714	-	-
合計	22,041	714	-	-

当事業年度（2022年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	26,054	-	-	-
売掛金	8,369	-	-	-
敷金	168	628	-	-
合計	34,591	628	-	-

## 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2021年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	263
合計	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	263

当事業年度（2022年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,050	1,050	1,050	1,050	263	-
合計	1,050	1,050	1,050	1,050	263	-



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権
決議年月日	2015年2月27日
付与対象者の区分及び人数 (新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。)	当社取締役 1名 当社執行役員 4名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1、3、4	普通株式 (注)5、6
付与日	2015年2月27日
権利確定条件	(注)2、3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年3月1日～2023年2月28日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社を退職等(新株予約権者が死亡したことにより当社の取締役、執行役員又は従業員の地位を失った場合を含む。)していない場合に限り本新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役会で認める場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が、当社の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合、新株予約権者は本新株予約権を行使できない。
- (3) 新株予約権者に法令又は当社の社内規程に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使できない。
- (5) 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- (6) その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会の決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 上記、(注)2. 新株予約権の行使条件 (6) その他の新株予約権の行使の条件に記載のとおり、当社及び新株予約権者との間で以下の内容について、新株予約権割当契約を締結しております。

(1) ベスティング

2018年2月期において第2回新株予約権は、全てベスティングされました。

(2) 本新株予約権の行使に関する制限

新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が12百万円を超えないように、その保有する本新株予約権を行使しなければならない。ただし、当該金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改定後の金額に変更されるものとする。

4. 2016年4月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

5. 行使ができないため、第2回新株予約権の権利確定前2,425個(株式の種類別のストック・オプションの数48,500株)、権利確定後808個(株式の種類別のストック・オプションの数16,160株)合計3,233個(株式の種類別のストック・オプションの数64,660株)は減少しております。

6. 行使により、第2回新株予約権の権利確定後11,963個(株式の種類別のストック・オプションの数239,260株)は減少しております。なお、当事業年度において全て行使されました。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2022年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	28,800
権利確定	-
権利行使	28,800
未行使残	-

単価情報

	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	445
行使時平均株価 (円)	40,800
付与日における公正な評価単価 (円)	-

3. ストック・オプションの権利行使価格

2016年4月1日付で行った株式分割により、権利行使価格を調整しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、付与日において当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法（DCF法）を採用しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 1,306百万円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下、「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

#### 1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

##### (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2015年2月27日
付与対象者の区分及び人数 (新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。)	当社取締役 1名 当社執行役員 4名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1、3、4	普通株式 (注)3、5、6
付与日	2015年2月27日
権利確定条件	(注)2、3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2015年3月1日～2023年2月28日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社を退職等(新株予約権者が死亡したことにより当社の取締役、執行役員又は従業員の地位を失った場合を含む。)していない場合に限り本新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役会で認める場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が、当社の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合、新株予約権者は本新株予約権を行使できない。
- (3) 新株予約権者に法令又は当社の社内規程に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使できない。
- (5) 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- (6) その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会の決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 上記、(注)2. 新株予約権の行使条件 (6) その他の新株予約権の行使の条件に記載のとおり、当社及び新株予約権者との間で新株予約権割当契約を締結しております。なお、2020年2月期において第1回新株予約権に係るベスティングについては、全てベスティングされ、ベスティングされなかった第1回新株予約権の合計6,616個(株式の種類別のストック・オプションの数132,320株)は減少しております。

4. 2016年4月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

5. 行使ができないため、第1回新株予約権の権利確定前3,072個(株式の種類別のストック・オプションの数61,440株)、権利確定後518個(株式の種類別のストック・オプションの数10,360株)合計3,590個(株式の種類別のストック・オプションの数71,800株)は減少しております。

6. 行使により、第1回新株予約権の権利確定後4,990個(株式の種類別のストック・オプションの数99,800株)は減少しております。なお、当事業年度において全て行使されました。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度(2022年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	12,080
権利確定	-
権利行使	12,080
未行使残	-

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	445
行使時平均株価 (円)	40,675

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。又は、新株予約権が行使され、自己株式を処分するときは、処分した自己株式から当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を控除し、その差額を資本剰余金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効等したときは、当該失効等に対応する額を失効等が確定した会計期間の利益として処理しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	477百万円	652百万円
賞与引当金に係る未払社会保険料	55	69
未払事業税	203	269
資産除去債務	45	42
株式報酬費用	157	224
その他	35	33
繰延税金資産計	972	1,289
繰延税金負債		
企業結合によって識別された無形固定資産	14	-
資産除去債務に対応する除去費用	33	28
その他	2	-
繰延税金負債計	49	28
繰延税金資産及び負債の純額	923	1,261

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
住民税均等割	0.0	0.0
のれん償却額	2.3	1.4
賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除	5.0	3.1
その他	0.4	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.7	28.9

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借開始より14年～15年と見積り、割引率は0.256%～0.953%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
期首残高	101百万円	148百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	46	-
時の経過による調整額	1	1
見積りの変更による減少額	0	-
資産除去債務の履行による減少額	-	10
期末残高	148	139

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前事業年度において、賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行っております。

なお、当該見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社が提供している製品及びサービスは、多種多様なコンサルティングサービスであり、且つ、類似していることから、製品及びサービスごとに区分することが困難であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社が提供している製品及びサービスは、多種多様なコンサルティングサービスであり、且つ、類似していることから、製品及びサービスごとに区分することが困難であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等  
該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等  
該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
前事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	阿部 義之	-	-	当社代表取締役	（被所有） 直接 0.5 （注）2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 （注）1	93 （注）1	-	-
役員	池平 謙太郎	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 0.7 （注）2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 （注）1	90 （注）1	-	-
役員	中村 公亮	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 0.6 （注）2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 （注）1	87 （注）1	-	-
役員	関口 諭	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 0.2 （注）2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 （注）1	30 （注）1	-	-

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

2018年5月30日開催の第4回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権としての報酬額について決議されており、具体的な支給時期及び配分については、取締役会の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、2020年6月17日開催の取締役会において決定しております。

2．議決権等の所有（被所有）割合は、当事業年度末現在のものを記載しております。

当事業年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	阿部 義之	-	-	当社代表取締役	（被所有） 直接 0.5 （注）2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 （注）1	116 （注）1	-	-
役員	池平 謙太郎	-	-	当社代表取締役	（被所有） 直接 0.7 （注）2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 （注）1	114 （注）1	-	-
役員	中村 公亮	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 0.6 （注）2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 （注）1	112 （注）1	-	-
役員	関口 諭	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 0.3 （注）2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 （注）1	36 （注）1	-	-

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

2021年5月28日開催の第7回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権としての報酬額を改定することについて決議されており、具体的な支給時期及び配分については、取締役会の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、2021年6月23日開催の取締役会において決定しております。

2．議決権等の所有（被所有）割合は、当事業年度末現在のものを記載しております。



## ( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2020年 3月 1日 至 2021年 2月28日)	当事業年度 (自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月28日)
1株当たり純資産額	1,598.34円	2,314.23円
1株当たり当期純利益	595.63円	956.91円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	593.71円	954.39円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年 3月 1日 至 2021年 2月28日)	当事業年度 (自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月28日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	9,113	14,670
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	9,113	14,670
期中平均株式数(株)	15,300,380	15,331,164
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	49,349	40,408
(うち新株予約権(株))	(49,349)	(40,408)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年 2月28日)	当事業年度 (2022年 2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	24,502	35,533
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	0	-
(うち、新株予約権(百万円))	(0)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	24,502	35,533
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	15,330,644	15,354,030

(重要な後発事象)  
(自己株式の取得)

当社は、2022年4月14日付で会社法第370条及び当社定款第26条により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、1株当たりの株主価値を高め、株主への利益還元を充実させるために、自己株式の取得を行います。

2. 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	50,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.33%)
株式の取得価額の総額	2,300百万円(上限)
取得する期間	2022年5月2日～2022年5月24日
取得方法	東京証券取引所における市場買付(証券会社による取引一任方式)

3. 自己株式の取得結果

上記決議に基づき、当社普通株式50,000株(取得価額2,091百万円)を取得し、2022年5月11日に当該決議に伴う自己株式の取得を終了いたしました。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	628	26	20	634	199	44	435
その他	176	47	7	216	100	33	116
有形固定資産計	804	73	27	850	299	77	551
無形固定資産							
のれん	18,553	-	-	18,553	6,997	943	11,556
その他	1,304	45	1,217	132	63	64	69
無形固定資産計	19,857	45	1,217	18,685	7,060	1,007	11,625
長期前払費用	300	476	377	399	-	-	399

(注) 当期増加額及び減少額のうち主なものは以下のとおりであります。

無形固定資産 その他	償却満了による減少	1,217 百万円
長期前払費用	譲渡制限付株式の発行等による増加	476 百万円
長期前払費用	前払費用への振替による減少	377 百万円

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	1,050	1,050	0.56	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,463	3,413	0.56	2024年～2026年
合計	5,513	4,463	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,050	1,050	1,050	263

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	1,557	2,129	1,557	-	2,129

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## ( 2 ) 【国際会計基準による財務諸表】

## 【財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
<b>資産</b>			
流動資産			
現金及び現金同等物	7,27	16,295	26,056
売上債権及びその他の債権	8,27	5,801	8,558
たな卸資産	9	543	436
その他の金融資産	10,27	65	-
その他の流動資産	11	60	123
流動資産合計		22,764	35,173
非流動資産			
有形固定資産	12	2,027	1,323
のれん	13	19,187	19,187
無形資産	13	88	69
その他の金融資産	10,27	728	810
その他の非流動資産	11	9	12
繰延税金資産	15	1,200	1,562
非流動資産合計		23,239	22,963
資産合計		46,003	58,136
<b>負債及び資本</b>			
<b>負債</b>			
流動負債			
借入金	16,27	1,050	1,050
リース負債	25,27	733	611
その他の金融負債	16,27	221	366
未払法人所得税		3,039	4,696
引当金	18	10	-
その他の流動負債	17	5,600	6,027
流動負債合計		10,653	12,750
非流動負債			
借入金	16,27	4,428	3,390
リース負債	25,27	766	156
引当金	18	138	139
非流動負債合計		5,332	3,685
負債合計		15,985	16,435
<b>資本</b>			
資本金	19	282	282
資本剰余金	19	7,466	7,524
自己株式	19	556	1,333
利益剰余金		22,826	35,228
資本合計		30,018	41,701
負債及び資本合計		46,003	58,136

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
売上収益	21	42,873	57,642
売上原価		22,648	27,069
売上総利益		20,225	30,573
販売費及び一般管理費	22	6,676	9,057
その他の収益		2	2
営業利益		13,551	21,518
金融費用	23	74	49
税引前利益		13,477	21,469
法人所得税費用	15	3,463	5,925
当期利益		10,014	15,544
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	24	654.54	1,013.89
希薄化後1株当たり当期利益(円)	24	652.43	1,011.23

## 【包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
当期利益		10,014	15,544
その他の包括利益		-	-
当期包括利益		10,014	15,544

## 【持分変動計算書】

前事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

（単位：百万円）

	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	資本合計
2020年3月1日時点の残高	19	282	7,356	760	14,570	21,448
当期利益		-	-	-	10,014	10,014
その他の包括利益		-	-	-	-	-
当期包括利益合計		-	-	-	10,014	10,014
自己株式の取得		-	-	1	-	1
自己株式の処分	19	-	196	205	-	9
配当金	20	-	-	-	1,758	1,758
株式報酬費用	19,26	-	306	-	-	306
所有者との取引額合計		-	110	204	1,758	1,444
2021年2月28日時点の残高	19	282	7,466	556	22,826	30,018

当事業年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

（単位：百万円）

	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	資本合計
2021年3月1日時点の残高	19	282	7,466	556	22,826	30,018
当期利益		-	-	-	15,544	15,544
その他の包括利益		-	-	-	-	-
当期包括利益合計		-	-	-	15,544	15,544
自己株式の取得	19	-	-	1,203	-	1,203
自己株式の処分	19	-	407	426	-	19
配当金	20	-	-	-	3,142	3,142
株式報酬費用	19,26	-	465	-	-	465
所有者との取引額合計		-	58	777	3,142	3,861
2022年2月28日時点の残高	19	282	7,524	1,333	35,228	41,701

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前利益		13,477	21,469
減価償却費及び償却費		989	841
株式報酬費用		306	465
金融費用		74	49
売上債権及びその他の債権の増減額 (は増加)		900	2,757
たな卸資産の増減額 (は増加)		199	107
その他の流動資産の増減額 (は増加)		4	61
その他の金融負債の増減額 (は減少)		2	146
その他の流動負債の増減額 (は減少)		1,123	516
その他		11	3
小計		14,861	20,772
利息の支払額		44	37
法人所得税の支払額		2,682	4,717
営業活動によるキャッシュ・フロー		12,135	16,018
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出		204	75
敷金の差入による支出		108	82
敷金の回収による収入		-	65
その他		52	55
投資活動によるキャッシュ・フロー		364	147
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
長期借入金の返済による支出	25	1,050	1,050
リース負債の返済による支出	25	704	732
自己株式の取得による支出		1	1,206
配当金の支払額		1,758	3,141
その他		9	19
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,504	6,110
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)		8,267	9,761
現金及び現金同等物の期首残高	7	8,028	16,295
現金及び現金同等物の期末残高	7	16,295	26,056



## 【注記事項】

### 1. 報告企業

株式会社ベイカレント・コンサルティング（以下、「当社」という。）は日本国に所在する企業であり、その登記されている本社は東京都港区に所在しております。当社の財務諸表は、2022年2月28日を期末日としております。

当社の事業内容は、注記「6. 事業セグメント」に記載しております。

### 2. 作成の基礎

#### (1) 国際会計基準に準拠している旨

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第1条の2の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第129条第2項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。

本財務諸表は、2022年5月27日に取締役会によって承認されております。

当社の子会社は、BAYCURRENT CONSULTING INDIA PRIVATE LIMITED（インド）の1社ですが、本財務諸表の開示対象事業年度において休眠会社であり、清算手続きを実施しております。そのため、単体財務諸表のみを作成しております。

#### (2) 測定の基礎

当社の財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

当社の財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

### 3. 重要な会計方針

#### (1) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値の純額を超過する場合は、財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに損益計算書において収益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引コストは、発生時に費用処理しております。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

(2) 外貨換算

外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、損益として認識しております。

(3) 金融商品

金融資産

イ．当初認識及び測定

当社は、金融資産について、損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社は、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

全ての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をとともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される金融資産について、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを当初認識時に指定し、当該指定を継続的に適用しております。

ロ．事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

a．償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

b．公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。

ハ．金融資産の認識の中止

当社は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社が金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社が、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

## 二．金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。当社は、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権等については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かは、金融資産が当初認識以降に債務不履行となるリスクの変化の有無に基づいて判断しています。債務不履行となるリスクの変化の有無を評価するにあたっては、以下を考慮しています。

- ・取引先の業績の悪化等による財政困難
- ・債権の著しい回収遅延
- ・外部信用機関による格付の著しい引下げ

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・顧客の経営成績の悪化による内部信用格付の格下げ
- ・期日経過情報
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

いずれの金融資産においても、その全部又は一部について回収ができない、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断し、信用減損金融資産として取り扱っています。また、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合は、当該金額を金融資産の帳簿価額から直接減額（直接償却）しております。

### 金融負債

#### イ．当初認識及び測定

当社は、金融負債について、損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

全ての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

#### ロ．事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

##### a．損益を通じて公正価値で測定される金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の損益として認識しております。

##### b．償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の損益として認識しております。

#### ハ．金融負債の認識の中止

当社は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

#### 金融資産及び金融負債の相殺表示

金融資産及び金融負債は、当社が残高を相殺する法的権利を現在有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

#### 金融商品の公正価値

公正価値は、その価格が直接観察可能であるか、他の評価技法を用いて見積られるかにかかわらず、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格であります。当社は、資産又は負債の公正価値の見積りに関して、市場参加者が測定日において当該資産又は負債の価格付けにその特徴を考慮に入れる場合には、その特徴を考慮しております。

財務諸表における測定及び開示目的での公正価値は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」の公正価値、IAS第2号「棚卸資産」の正味実現可能価額、及びIAS第36号「資産の減損」の使用価値のような公正価値と何らかの類似性はあるが公正価値ではない測定を除き、上記のように決定されています。

公正価値で測定される金融商品は、様々な評価技法やインプットを使用して算定しております。公正価値の測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1：企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格
- ・レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプットを使用して算出された公正価値
- ・レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

#### (4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

#### (5) たな卸資産

たな卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除した額であります。取得原価は、主として個別法に基づいて算定されており、現在の場所及び状態に至るまでに要した全てのコストを含んでおります。

#### (6) 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び附属設備 3～15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各事業年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## (7) のれん及び無形資産

### のれん

当社は、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値の純額を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストについては、以下の注記「3. 重要な会計方針 (9) 非金融資産の減損」をご参照ください。

のれんは財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

### 無形資産

無形資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

顧客関連資産	7年
ソフトウェア	5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各事業年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## (8) リース

当社は、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定の金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直し又はリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は、損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(9) 非金融資産の減損

たな卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社の全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に当該差額を損益として認識します。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻入れしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れます。

(10) 株式に基づく報酬

ストックオプション制度

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として損益計算書において認識し、同額を財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたストック・オプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

譲渡制限付株式報酬制度

譲渡制限付株式報酬は、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想される株式数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として損益計算書において認識し、同額を財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与された譲渡制限付株式の公正価値は、当社取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値であります。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(11) 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与及び有給休暇費用については、当社従業員から過去に提供された労働の対価として支払う法的若しくは推定的な債務を負っており、信頼のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社が、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務

資産除去債務には、当社が賃借している本社設備に対する原状回復義務に備え、将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これら費用は、使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

(13) 収益

売上収益

当社は、IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下の5ステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社における主なサービスの提供に関する収益認識の方針は以下のとおりであります。

・顧客に対する役務の提供（一定の期間）

役務の提供による収益は、顧客との契約に基づく期間にわたり役務を提供する義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたる役務の経過によって、充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に向けての進捗度を合理的に測定できない場合には、役務に係る原価のうち回収可能と認められる範囲内で収益を認識しております。当該履行義務は、契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額、又は当該契約等に定められた金額で計上しております。なお、これらの支払は、契約に基づく期間における役務提供が完了した時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。

・顧客に対する成果物の提供（一時点）

顧客に引き渡した成果物による収益は、成果物の支配が顧客に移転し、成果物を顧客が検収した時点で、顧客に成果物の法的所有権、物理的占有、成果物の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転することで、成果物に対する対価として支払を受ける権利を有するため、その時点で収益を認識しております。当該履行義務は、契約等に定められた金額に基づく成果物を顧客に提供するものであり、収益は、顧客が成果物を検収した時点で計上しております。なお、これらの支払は、顧客が成果物を検収した日の属する月から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。

・ソフトウェア開発契約によるソフトウェアの提供（一定の期間）

ソフトウェア開発契約から得られる収益は、ソフトウェアの完成までに要する原価及びソフトウェア開発契約の進捗割合を合理的に見積ることができ、かつ、契約に関連した経済的便益が当社に流入する可能性が高い場合には、進捗に応じて収益を認識しております。そうでない場合には、ソフトウェア原価のうち回収可能と認められる範囲内でソフトウェア開発契約に係る収益を認識しております。当該履行義務は、契約等に定められた金額に基づくソフトウェアを顧客に提供するものであり、収益は、原則として進捗に応じて計上しております。なお、これらの支払は、顧客がソフトウェアを検収した日の属する月から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。

利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

(14) 法人所得税

税金費用は、当期税金及び繰延税金から構成されています。これらは、企業結合に関連するもの、直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定しております。税額の算定にあたって使用する税率、税法は、当社が事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、事業年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異

繰延税金負債は原則として全ての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、全ての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見積られ、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

(15) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、当社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有する全ての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(16) セグメント情報

報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっている事業セグメントを基礎に決定しております。事業セグメントは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位であります。

(17) 自己株式

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本として認識しております。

(18) 借入コスト

当社は、意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を必要とする資産、つまり、適格資産の取得、建設又は生成に直接起因する借入コストは、その資産が実質的に意図した使用又は販売を可能にするときまで、それらの資産の取得原価に加算しております。

それ以外の借入コストは、発生した会計期間に損益として認識しております。



#### 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期の変動による影響は不確定要素があるものの、当事業年度末において、当社の業績に大きな影響は見られていないことから、当該感染症による影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りに重要な影響は与えないものと判断しております。

経営者が行った財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- (1) 収益認識（注記「3. 重要な会計方針（13）収益」）
- (2) 仕掛品の評価（注記「9. たな卸資産」）
- (3) のれん及び無形資産の減損（注記「13. のれん及び無形資産」）
- (4) 繰延税金資産の回収可能性（注記「15. 法人所得税」）
- (5) 引当金の会計処理と評価（注記「18. 引当金」）
- (6) 有給休暇に係る負債（注記「3. 重要な会計方針（11）従業員給付」）
- (7) 株式報酬の測定（注記「3. 重要な会計方針（10）株式に基づく報酬」）
- (8) 偶発債務（注記「29. 偶発債務」）

#### 5. 未適用の新基準

財務諸表の承認日までに公表されている基準書及び解釈指針の新設又は改訂のうち、当社に重要な影響を及ぼすものはありません。

#### 6. 事業セグメント

当社の事業内容は、「コンサルティング事業」の単一セグメントであります。そのサービス内容は、顧客のあらゆる経営課題を解決するためのコンサルティングサービスを提供しております。

##### (1) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスごとの外部顧客に対する売上収益は、注記「21. 売上収益」に記載しております。

##### (2) 地域別に関する情報

前事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

外部顧客への売上収益

本邦の外部顧客への売上収益が損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、記載を省略しております。

非流動資産

本邦以外に所存している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

外部顧客への売上収益

本邦の外部顧客への売上収益が損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、記載を省略しております。

非流動資産

本邦以外に所存している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

##### (3) 主要な顧客に関する情報

損益計算書における売上収益の10%以上を占める外部顧客がないため、記載を省略しております。

7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
現金及び現金同等物		
現金及び預金	16,291	26,054
預け金	4	2
合計	16,295	26,056

8. 売上債権及びその他の債権

売上債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
売掛金	3,708	5,247
契約資産	2,087	3,300
未収入金	6	11
合計	5,801	8,558

9. たな卸資産

たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
仕掛品 (注)	543	436
合計	543	436

(注) 主として顧客引渡し前の案件に係る、労務費、経費であります。費用として売上原価に計上したたな卸資産の金額は、前事業年度22,648百万円、当事業年度27,069百万円であり、評価減を実施したたな卸資産はありません。なお、負債の担保として差し入れているたな卸資産はありません。

10. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
その他の金融資産		
未収入金	65	-
敷金	714	796
その他	14	14
合計	793	810
流動資産	65	-
非流動資産	728	810
合計	793	810

## 11. その他の資産

その他の資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
その他の流動資産		
前払費用	48	81
前払金	-	25
長期前払費用	9	12
その他	12	17
合計	69	135
流動資産	60	123
非流動資産	9	12
合計	69	135

## 12. 有形固定資産

## 増減表

有形固定資産の帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

なお、使用権資産については、財政状態計算書の有形固定資産に含めて表示しております。

## 取得原価

(単位：百万円)

	有形固定資産		使用権資産		合計
	建物及び 附属設備	その他	建物及び 附属設備	その他	
2020年3月1日	344	81	1,199	54	1,678
取得	141	44	1,696	-	1,881
処分	-	3	674	-	677
2021年2月28日	485	122	2,221	54	2,882
取得	26	47	-	-	73
処分	11	7	144	-	162
2022年2月28日	500	162	2,077	54	2,793

## 減価償却累計額

(単位：百万円)

	有形固定資産		使用権資産		合計
	建物及び 附属設備	その他	建物及び 附属設備	その他	
2020年3月1日	93	42	601	3	739
減価償却費 (注)	39	21	722	11	793
処分	-	3	674	-	677
2021年2月28日	132	60	649	14	855
減価償却費 (注)	35	22	709	11	777
処分	11	7	144	-	162
2022年2月28日	156	75	1,214	25	1,470

(注) 有形固定資産の減価償却費は、損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれておりません。

## 帳簿価額

(単位：百万円)

	有形固定資産		使用権資産		合計
	建物及び 附属設備	その他	建物及び 附属設備	その他	
2020年3月1日	251	39	598	51	939
2021年2月28日	353	62	1,572	40	2,027
2022年2月28日	344	87	863	29	1,323

13. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の帳簿価額の増減は以下のとおりであります。  
取得原価

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			
		顧客関連資産	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計
2020年3月1日	19,187	1,215	69	-	1,284
取得	-	-	6	14	20
2021年2月28日	19,187	1,215	75	14	1,304
取得	-	-	45	-	45
科目振替	-	-	14	14	-
処分	-	1,215	2	-	1,217
2022年2月28日	19,187	-	132	-	132

償却累計額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			
		顧客関連資産	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計
2020年3月1日	-	987	33	-	1,020
償却費 (注)	-	182	14	-	196
2021年2月28日	-	1,169	47	-	1,216
償却費 (注)	-	46	18	-	64
処分	-	1,215	2	-	1,217
2022年2月28日	-	-	63	-	63

(注) 無形資産の償却費は、損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			
		顧客関連資産	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計
2020年3月1日	19,187	228	36	-	264
2021年2月28日	19,187	46	28	14	88
2022年2月28日	19,187	-	69	-	69

(2) 資金生成単位グループへののれんの配分額

財政状態計算書に計上されているのれん19,187百万円は、当社の前身である旧株式会社ベイカレントコンサルティングの全ての株式を2014年6月6日に取得した際に発生したものであります。企業結合で生じたのれんは、唯一の事業セグメントであるコンサルティング事業を資金生成単位として、のれんを配分しております。なお、その資金生成単位グループの決定についての重要な判断は経営者が行っております。

## (3) のれんの減損テスト

のれんは資金生成単位（又はそのグループ）で管理されており、毎期又は減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

のれんが配分された資金生成単位（又はそのグループ）の回収可能価額は、過去の経験に基づく保守的な見通しと外部からの情報を反映させて作成され、経営陣によって承認された最長で5年間の予測を基礎とする使用価値に基づき算定しております。

成長率は、当社の過去の実績及び業界の趨勢を勘案し、20.0%（前事業年度20.0%）となっており、当該5年間を超える期間においては、我が国の中長期経済成長率の見通しを勘案し、0.4%（前事業年度0.4%）を使用して見積っております。なお、市場若しくは我が国の長期平均成長率を超過する成長率は用いておりません。

使用価値は、経営者が承認した翌事業年度の事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額を、税引前割引率7.6%（前事業年度10.0%）により現在価値に割り引いて算定しております。

算定された使用価値は、資金生成単位（又はそのグループ）の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた成長率及び長期平均成長率、税引前割引率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと考えております。

資金生成単位（又はそのグループ）で減損が発生する可能性は、以下のとおりであります。

前事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

仮に予測期間の成長率が 23.3%、それ以降の成長が0.4%となった場合。

当事業年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

仮に予測期間の成長率が 30.0%、それ以降の成長が0.4%となった場合。

## 14. リース

## 借手側

当社は、主として本社事務所の建物及び附属設備を賃借しております。主な契約期間は、2年～3年であります。なお、重要な購入選択権、エスカレーション条項及びリース契約によって課された制限（配当、追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。一部のリース契約においては、借手が行使可能な延長オプションが含まれております。延長オプションは、合理的に行使が確実になるまで、リース負債に含めておりません。当事業年度末において契約しているが、まだ開始していないリースは本社事務所の建物及び附属設備であり、主な契約期間は2年であります。

リースに係る損益の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
短期リース費用（注）	40	49
少額資産リース費用（注）	69	96

（注） 短期リース及び少額資産のリースについては、免除規定を適用し、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

- ・使用権資産の増加額及び使用権資産に係る減価償却費は、注記「12. 有形固定資産」をご参照ください。
- ・リース負債に係る金利費用は、注記「23. 金融費用」をご参照ください。
- ・リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は、注記「25. 財務活動に係る負債の変動」をご参照ください。
- ・リース負債の満期分析は、注記「27. 金融商品（4）流動性リスク管理」をご参照ください。

15. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。  
なお、繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異はありません。

前事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位:百万円)

	2020年3月1日	損益を通じて認識	2021年2月28日
繰延税金資産			
未払賞与	403	129	532
未払事業税	135	68	203
未払地代家賃	2	2	-
未払有給休暇費用	263	15	278
株式報酬費用	64	92	156
その他	73	6	67
合計	940	296	1,236
繰延税金負債			
企業結合により識別された無形資産	70	56	14
借入コスト	15	4	11
その他	11	0	11
合計	96	60	36

当事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位:百万円)

	2021年3月1日	損益を通じて認識	2022年2月28日
繰延税金資産			
未払賞与	532	189	721
未払事業税	203	66	269
未払有給休暇費用	278	27	305
株式報酬費用	156	68	224
その他	67	6	61
合計	1,236	344	1,580
繰延税金負債			
企業結合により識別された無形資産	14	14	-
借入コスト	11	4	7
その他	11	0	11
合計	36	18	18

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
当期税金費用	3,819	6,287
繰延税金費用	356	362
合計	3,463	5,925

(3) 実効税率の調整

実効税率の調整の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
	(%)	(%)
法定実効税率	30.6	30.6
住民税均等割	0.0	0.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除	4.7	2.9
その他	0.4	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担税率	25.7	27.6

当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前事業年度及び当事業年度においてそれぞれ30.6%であります。



16. 借入金及びその他の金融負債

(1) 金融負債の内訳

借入金及びその他の金融負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)	平均利率	返済期間
1年内返済予定の長期借入金	1,050	1,050	(%) 0.56	
長期借入金	4,428	3,390	0.56	2024年～2026年
未払金	221	366		
合計	5,699	4,806		
流動負債	1,271	1,416		
非流動負債	4,428	3,390		
合計	5,699	4,806		

(2) 財務制限条項

前事業年度(2021年2月28日)

当事業年度末における長期借入金4,428百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として日本基準に基づく財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。なお、当事業年度における以下の財務指標値は満たしております。

各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。

各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

当事業年度(2022年2月28日)

当事業年度末における長期借入金3,390百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として日本基準に基づく財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。なお、当事業年度における以下の財務指標値は満たしております。

各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。

各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

17. その他の流動負債

その他の流動負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
その他の流動負債		
未払費用	1,693	1,603
未払消費税等	1,963	2,009
未払賞与	1,557	2,129
契約負債	8	7
その他	379	279
合計	5,600	6,027

18. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	資産除去債務	合計
2020年3月1日	101	101
期中増加額	46	46
割引計算の期間利息費用	1	1
2021年2月28日	148	148
割引計算の期間利息費用	1	1
期中減少額(目的使用)	10	10
2022年2月28日	139	139

引当金の財政状態計算書における内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
流動負債 (注)	10	-
非流動負債 (注)	138	139
合計	148	139

(注) 引当金は、賃借している本社設備に係る資産除去債務であります。

## 19. 資本及びその他の資本項目

## (1) 資本金及び資本剰余金

授權株式数、発行済株式数及び資本金等の残高は以下のとおりであります。

	授權株式数 (株)	発行済株式数 (株)	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)
2020年3月1日	26,000,000	15,541,141	282	7,356
株式報酬取引による増加	-	-	-	306
自己株式の処分による減少 (注) 2、3	-	-	-	196
2021年2月28日	26,000,000	15,541,141	282	7,466
株式報酬取引による増加	-	-	-	465
自己株式の処分による減少 (注) 4、5	-	-	-	407
2022年2月28日	26,000,000	15,541,141	282	7,524

(注) 1. 当社の発行する株式は、全て権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済となっております。

- 2020年6月17日開催の取締役会決議に基づき、2020年7月14日付で当社の取締役(社外取締役を除く。)及び当社幹部社員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分(57,498株)を行い、この結果、資本剰余金が151百万円減少しております。
- 新株予約権の権利行使による自己株式の処分により、資本剰余金が45百万円減少しております。
- 2021年6月23日開催の取締役会決議に基づき、2021年7月14日付で当社の取締役(社外取締役を除く。)及び当社幹部社員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分(18,842株)を行い、この結果、資本剰余金が134百万円減少しております。
- 新株予約権の権利行使による自己株式の処分により、資本剰余金が273百万円減少しております。

## (2) 資本剰余金の内容及び目的

## 資本準備金

日本における会社法では、株式の発行に際しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、資本金として計上しないこととした金額は資本準備金として計上することが規定されております。

## 資本金及び準備金減少差益

資本金及び資本準備金の取り崩しによって生じる剰余金であります。

## 新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は、詳細は注記「26. 株式に基づく報酬」をご参照ください。

## (3) 自己株式

前事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

当社は、2020年6月17日開催の取締役会決議に基づき、2020年7月14日付で当社の取締役(社外取締役を除く。)及び当社幹部社員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分(57,498株)を行いました。

なお、付与日の公正価値は、当社取締役会決議日の前営業日(2020年6月16日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値(9,290円)であります。この結果、新株予約権の権利行使による自己株式の処分も含めて、自己株式が205百万円減少しております。

これらの結果、当事業年度末において、自己株式が556百万円(210,497株)となっております。

当事業年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

当社は、2021年4月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式36,200株の取得を行いました。この結果、当事業年度において、単元未満株式の買取りによる取得も含めて自己株式が1,203百万円増加しております。

また、当社は、2021年6月23日開催の取締役会決議に基づき、2021年7月14日付で当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社幹部社員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分（18,842株）を行いました。

なお、付与日の公正価値は、当社取締役会決議日の前営業日（2021年6月22日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値（36,400円）であります。この結果、新株予約権の権利行使による自己株式の処分も含めて、自己株式が426百万円減少しております。

これらの結果、当事業年度末において自己株式が1,333百万円（187,111株）となっております。

## 20. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりであります。

前事業年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

### (1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年5月27日 定時株主総会	普通株式	915	利益剰余金	60.00	2020年2月29日	2020年5月28日
2020年10月15日 取締役会	普通株式	843	利益剰余金	55.00	2020年8月31日	2020年11月30日

### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2021年5月28日 定時株主総会	普通株式	1,763	利益剰余金	115.00	2021年2月28日	2021年5月31日

当事業年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

### (1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2021年5月28日 定時株主総会	普通株式	1,763	利益剰余金	115.00	2021年2月28日	2021年5月31日
2021年10月15日 取締役会	普通株式	1,379	利益剰余金	90.00	2021年8月31日	2021年11月30日

### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年5月27日 定時株主総会	普通株式	2,610	利益剰余金	170.00	2022年2月28日	2022年5月30日

21. 売上収益

(1) 収益の分解

顧客との契約から生じる収益については、マネジメントの判断に基づく顧客の業種により分解しており、これらの分解した収益と売上収益との関連は、以下のとおりであります。なお、大多数の売上収益は、6ヶ月以内の一定の期間にわたり認識されるものであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
金融(銀行・証券・保険等)	12,424	14,520
情報通信・メディア・ハイテク	17,842	23,228
その他	12,607	19,894
合計	42,873	57,642

(2) 契約残高

契約残高の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度期首 (2020年3月1日)	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
顧客との契約から生じた債権			
売掛金 (注) 1	2,844	3,708	5,247
契約資産 (注) 2	2,050	2,087	3,300
合計	4,894	5,795	8,547
契約負債 (注) 3	45	8	7

(注) 1. 概ね3ヶ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 前事業年度及び当事業年度において、過去の期間に充足(部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 前事業年度及び当事業年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、それぞれ45百万円及び8百万円であります。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を適用し、契約獲得の増分コストを発生時に費用として認識しております。

22. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
役員報酬	536	745
給与	1,913	2,337
賞与	486	786
法定福利費	219	296
採用費	1,201	2,017
減価償却費及び償却費	273	120
外注費	274	275
その他	1,774	2,481
合計	6,676	9,057

(注) 上記に加え、売上原価に含まれる労務費は、前事業年度21,583百万円、当事業年度25,928百万円であります。

23. 金融費用

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
支払利息		
償却原価で測定される金融負債	49	40
リース負債に係る金利費用	9	8
引当金(資産除去債務)	1	1
その他	15	0
合計	74	49

## 24. 1株当たり利益

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
当社の普通株主に帰属する当期利益(百万円)	10,014	15,544
当社の普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(百万円)	10,014	15,544
当期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(百万円)	10,014	15,544
期中平均普通株式数(株)	15,300,380	15,331,164
普通株式増加数(株)	49,349	40,408
希薄化後の期中平均普通株式数(株)	15,349,729	15,371,572
基本的1株当たり当期利益(円)	654.54	1,013.89
希薄化後1株当たり当期利益(円)	652.43	1,011.23

## 25. 財務活動に係る負債の変動

財務活動に係る負債の変動は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	借入金 (流動及び非流動)	リース負債 (流動及び非流動)	合計
2020年3月1日	6,513	553	7,066
キャッシュ・フロー 非資金変動	1,050	704	1,754
取得 (注)	-	1,649	1,649
その他	15	1	16
2021年2月28日	5,478	1,499	6,977
キャッシュ・フロー 非資金変動	1,050	732	1,782
その他	12	-	12
2022年2月28日	4,440	767	5,207

(注) 主に本社事務所の賃貸借契約等により計上した非資金取引である使用権資産に係る負債であります。

## 26. 株式に基づく報酬

## (1) ストック・オプション制度

当事業年度において、ストック・オプション制度による新株予約権は全て行使されたことにより、当事業年度末における新株予約権の数（個）及び新株予約権の目的となる株式の数（株）の残高はありません。

## 株式報酬制度の内容

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。この制度の目的は、当社の業績及び企業価値向上に対する当社の取締役、執行役員及び従業員の意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することにあります。

当該ストック・オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により付与されております。当該ストック・オプションの行使期間は割当契約に定められた期間であり、その期間内に行使されない場合は失効します。

対象者に対して付与された当該ストック・オプションは、持分決済型株式報酬であります。当社が発行しているストック・オプションの内容は以下のとおりであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与日	2015年2月27日	2015年2月27日
権利行使期限	2023年2月28日	2023年2月28日
行使価格（円）	445	445
権利行使条件	（注）1、3	（注）2、3

## （注）1. 第1回新株予約権に係るベスティング

2020年2月期において第1回新株予約権は全てベスティングされました。

## 2. 第2回新株予約権に係るベスティング及び新株予約権の行使の条件

(1) 2018年2月期において第2回新株予約権は全てベスティングされました。

## (2) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が12百万円を超えないように、その保有する本新株予約権を行使しなければならない。ただし、当該金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改定後の金額に変更されるものとする。

## 3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社を退職等（新株予約権者が死亡したことにより当社の取締役、執行役員又は従業員の地位を失った場合を含む。）していない場合に限り本新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役会で認める場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が、当社の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合、新株予約権者は本新株予約権を行使できない。

(3) 新株予約権者に法令又は当社の社内規程に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できない。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使できない。

(5) 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

(6) その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会の決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。



## ストック・オプションの変動状況

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	
	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)
権利確定前				
2020年3月1日	-	-	-	-
2021年2月28日	-	-	-	-
2022年2月28日	-	-	-	-
権利確定後				
2020年3月1日	19,560	445	41,740	445
権利行使 (注)	7,480	445	12,940	445
2021年2月28日	12,080	445	28,800	445
権利行使 (注)	12,080	445	28,800	445
2022年2月28日	-	-	-	-
未行使残高				
2020年3月1日	19,560	445	41,740	445
期中増減	7,480	445	12,940	445
2021年2月28日	12,080	445	28,800	445
期中増減	12,080	445	28,800	445
2022年2月28日	-	-	-	-

(注) 2021年2月期に行使されたストック・オプションの権利行使時点の平均株価は、14,097円であります。

2022年2月期に行使されたストック・オプションの権利行使時点の平均株価は、40,738円であります。

## (2) 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）及び当社の幹部社員（対象取締役と総称して、以下、「対象取締役等」という。）を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入しており、対象取締役等は、原則として毎年、当社の取締役会決議に基づき、当社から支給された金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

また、当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、対象取締役等は、割当てを受けた当社の普通株式について、一定期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償で取得すること、等が含まれております。

## 株式数と公正価値

付与日	付与数（株）	付与日の公正価値（円）
2018年6月26日（注）1	71,141	3,740
2019年6月19日（注）2	87,137	3,960
2020年6月17日（注）3	57,498	9,290
2021年6月23日（注）4	18,842	36,400

- （注）1．譲渡制限期間は、2018年7月25日から2021年7月25日までの期間であり、譲渡制限期間が満了した時点をもって、権利確定します。付与日の公正価値は、当社取締役会決議日の前営業日（2018年6月25日）の東京証券取引所マザーズにおける当社普通株式の終値であります。
- 2．譲渡制限期間は、2019年7月18日から2022年7月18日までの期間であり、譲渡制限期間が満了した時点をもって、権利確定します。付与日の公正価値は、当社取締役会決議日の前営業日（2019年6月18日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値であります。
- 3．譲渡制限期間は、2020年7月14日から2023年7月14日までの期間であり、譲渡制限期間が満了した時点をもって、権利確定します。付与日の公正価値は、当社取締役会決議日の前営業日（2020年6月16日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値であります。
- 4．譲渡制限期間は、2021年7月14日から2024年7月14日までの期間であり、譲渡制限期間が満了した時点をもって、権利確定します。付与日の公正価値は、当社取締役会決議日の前営業日（2021年6月22日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値であります。
- 5．譲渡制限期間中に、対象取締役等が、正当な理由により退任又は退職（以下、「退任等」という。）したと当社取締役会が認めた場合により退任等した場合には、当該退任等の直後の時点をもって、権利確定します。

## (3) 株式報酬費用

譲渡制限付株式報酬制度に係る費用として損益計算書の販売費及び一般管理費に計上した金額は、前事業年度306百万円、当事業年度465百万円であります。

## 27. 金融商品

## (1) 資本管理

当社は、持続的な成長と負債と資本の最適化を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社は、借入残高のモニタリングをマネジメントが行っております。

なお、当社は、借入金（前事業年度末における長期借入金4,428百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円、当事業年度末における長期借入金3,390百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円）について、資本に関する規制を含む財務制限条項が付されており、前事業年度及び当事業年度において当該財務制限条項を遵守しております。当社が適用を受ける重要な資本規制は、注記「16. 借入金及びその他の金融負債」をご参照ください。

## (2) 財務上のリスク管理

当社は、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

なお、当社は為替リスク、株式市場リスクを考慮すべき金融商品の保有はなく、これらのリスクには晒されておられません。

## (3) 信用リスク管理

当社は、受注管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社の債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社は、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社の金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

なお、当社において担保及び信用補完となるものは有していません。

当社では売上債権及びその他の債権、及びその他の金融資産（非流動）に区分して、貸倒引当金の金額を算定しております。

売上債権及びその他の債権については、常に全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を計上しております。

その他の金融資産については、信用リスクが当初認識以降、著しく増加している場合は全期間の予想信用損失を個別に見積って当該金融商品に係る貸倒引当金を計上しておりますが、当報告期間の末日において、信用リスクは著しく増加していないと判断し、12ヶ月の予想信用損失と同額で貸倒引当金を計上しております。

## 貸倒引当金

前事業年度及び当事業年度において貸倒引当金の変動に影響を与えるような総額での帳簿価額の著しい増減はありません。また、信用減損している金融資産及び信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産はありません。

貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	売上債権及びその他の債権	その他の金融資産	合計
	常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定される金融資産	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で計上されるもの	
2020年3月1日	-	-	-
2021年2月28日	-	-	-
2022年2月28日	-	-	-

## 期日経過情報

売上債権及びその他の債権に係る期日経過情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
期日経過日数		
30日以内(注)	16	98
30日超	-	-

(注) 当該債権は期日が超過しておりますが、減損しておりません。

## (4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社が期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社は、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下のとおりであります。

前事業年度(2021年2月28日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超 5年以内	5年超
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	5,478	5,513	1,050	4,200	263
未払金	221	221	221	-	-
リース負債	1,499	1,510	725	785	-
合計	7,198	7,244	1,996	4,985	263

当事業年度(2022年2月28日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超 5年以内	5年超
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	4,440	4,463	1,050	3,413	-
未払金	366	366	366	-	-
リース負債	767	771	613	158	-
合計	5,573	5,600	2,029	3,571	-

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

報告日現在におけるこれらの契約に基づく当座貸越契約総額と借入実行残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
当座貸越契約の総額	2,500	2,500
借入実行残高	-	-
差引額	2,500	2,500

(5) 金利リスク管理

当社は、事業活動の中でさまざまな金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響します。

当社は、金利変動リスクを軽減するため、担当部署による市場動向等のモニタリングを行っております。

金利感応度分析

各報告期間の末日において、保有する金融商品について、金利が1%上昇した場合に、税引前利益及び資本に与える影響は以下のとおりであります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因（残高、為替レート等）は一定であることを前提としております。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
税引前利益及び資本	60	49

(注) 上記の は、金利が1%上昇した場合、当社の税引前利益及び資本に与えるマイナスの影響額となり、金利が1%下降した場合は同額でプラスの影響となります。

(6) 金融商品の公正価値

公正価値

各報告期間の末日に公正価値で測定される金融商品の帳簿価額及び公正価値、並びに公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

レベル1：企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプットを使用して算出された公正価値

レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識されます。前事業年度及び当事業年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

公正価値で測定されない金融商品

各報告期間の末日に経常的に公正価値で測定されないが、公正価値の開示が要求される金融商品については、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値であるため、記載しておりません。

(7) 金融商品の帳簿価額

償却原価で測定される金融商品

各報告期間の末日に償却原価で測定される金融商品の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
	帳簿価額	帳簿価額
資産		
償却原価で測定される金融資産		
売上債権及びその他の債権	5,801	8,558
その他の金融資産(流動及び非流動)	782	799
合計	6,583	9,357
負債		
償却原価で測定される金融負債		
借入金(流動及び非流動)	5,478	4,440
その他の金融負債(流動)	221	366
合計	5,699	4,806

損益を通じて公正価値で測定される金融商品

各報告期間の末日に損益を通じて公正価値で測定される金融商品の帳簿価額については、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
	帳簿価額	帳簿価額
資産		
損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
現金及び現金同等物	16,295	26,056
その他の金融資産(非流動)	11	11
合計	16,306	26,067

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品

各報告期間の末日にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品がないため、記載しておりません。

## 28. 関連当事者

## (1) 関連当事者との取引

前事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	阿部 義之	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.5 (注) 2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 1	93 (注) 1	-	-
役員	池平 謙太郎	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.7 (注) 2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 1	90 (注) 1	-	-
役員	中村 公亮	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.6 (注) 2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 1	87 (注) 1	-	-
役員	関口 諭	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.2 (注) 2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 1	30 (注) 1	-	-

## (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

2018年5月30日開催の第4回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権としての報酬額について決議されており、具体的な支給時期及び配分については、取締役会の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、2020年6月17日開催の取締役会において決定しております。

## 2. 議決権等の所有(被所有)割合は、当事業年度末現在のものを記載しております。

当事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	阿部 義之	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.5 (注) 2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 1	116 (注) 1	-	-
役員	池平 謙太郎	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.7 (注) 2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 1	114 (注) 1	-	-
役員	中村 公亮	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.6 (注) 2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 1	112 (注) 1	-	-
役員	関口 諭	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.3 (注) 2	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与 (注) 1	36 (注) 1	-	-

## (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

2021年5月28日開催の第7回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権としての報酬額を改定することについて決議されており、具体的な支給時期及び配分については、取締役会の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、2021年6月23日開催の取締役会において決定しております。

## 2. 議決権等の所有(被所有)割合は、当事業年度末現在のものを記載しております。

## (2) 主要な経営幹部に対する報酬

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
短期従業員給付	536	745
譲渡制限付株式に基づく報酬	186	268
合計	722	1,013

## 29. 偶発債務

## 訴訟等

当社は、フューチャー株式会社及びフューチャーアーキテクト株式会社（以下、「原告ら」という。）から、当社及び当社元従業員（原告ら及び当社の元従業員であるため、以下、「当該元従業員A」という。）に対して、2017年8月3日付で不正競争防止法等に基づく損害賠償請求等を求める民事訴訟を提起されました。当社の法律顧問の見解を踏まえたうえで、現時点で当社に対する請求が認められることは考えておりません。したがって、当該訴訟による損害賠償等に関して支払が生じる可能性は低いいため、当該引当金は計上しておりません。

なお、訴訟の内容及び請求金額は以下のとおりであります。

(1) 訴訟の内容：不正競争防止法等に基づく差止め等及び損害賠償請求

(2) 請求金額：合計 165百万円及び年5分の遅延損害金

当該元従業員Aと当社に対し、当該元従業員Aが営業機密を取得したこと等による損害として、当該元従業員Aと当社が連帯して、原告らそれぞれ55百万円及び年5分の遅延損害金。

当社に対し、当社が当該元従業員Aを採用したことにより、新たな従業員の雇い入れ、教育費用発生等による損害として、原告らそれぞれ28百万円及び年5分の遅延損害金。

## 30. 後発事象

## 自己株式の取得

当社は、2022年4月14日付で会社法第370条及び当社定款第26条により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、1株当たりの株主価値を高め、株主への利益還元を充実させるために、自己株式の取得を行います。

(2) 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	50,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.33%）
株式の取得価額の総額	2,300百万円（上限）
取得する期間	2022年5月2日～2022年5月24日
取得方法	東京証券取引所における市場買付（証券会社による取引一任方式）

(3) 自己株式の取得結果

上記決議に基づき、当社普通株式50,000株（取得価額2,091百万円）を取得し、2022年5月11日に当該決議に伴う自己株式の取得を終了いたしました。



## (3) 【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## イ．現金及び預金

区分	金額(百万円)
預金	
当座預金	11
普通預金	26,043
合計	26,054

## ロ．売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ファイザー株式会社	926
株式会社NTTドコモ	641
A社(注)	634
日産自動車株式会社	605
凸版印刷株式会社	528
その他	5,035
合計	8,369

(注) 顧客との各種契約において秘密保持条項が規定されているため、社名の公表は控えさせていただきます。

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
5,750	63,210	60,591	8,369	87.9	41

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## ハ．仕掛品

品目	金額(百万円)
労務費	602
経費	11
合計	613

## 流動負債

## 未払法人税等

区分	金額(百万円)
法人税	3,453
住民税	362
事業税	881
合計	4,696

## (4)【その他】

## 1 日本基準に基づく当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(百万円)	13,257	26,497	41,448	57,465
税引前四半期(当期)純利益 (百万円)	4,707	9,011	14,680	20,619
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,383	6,479	10,557	14,670
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	220.76	422.97	688.96	956.91

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	220.76	202.20	265.95	267.88

## 2 訴訟等

「第5 経理の状況 (1)財務諸表 注記事項 貸借対照表関係 2 偶発債務」及び「第5 経理の状況 (2)国際会計基準による財務諸表 注記事項 29. 偶発債務」をご参照ください。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL <a href="https://www.baycurrent.co.jp/">https://www.baycurrent.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第7期）（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）2021年5月31日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年5月31日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第8期第1四半期）（自 2021年3月1日 至 2021年5月31日）2021年7月15日関東財務局長に提出

（第8期第2四半期）（自 2021年6月1日 至 2021年8月31日）2021年10月15日関東財務局長に提出

（第8期第3四半期）（自 2021年9月1日 至 2021年11月30日）2022年1月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2021年6月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（譲渡制限付株式の割当）及びその添付書類

2021年6月23日関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2021年5月1日 至 2021年5月31日）2021年6月3日関東財務局長に提出

報告期間（自 2021年6月1日 至 2021年6月30日）2021年7月5日関東財務局長に提出

報告期間（自 2021年7月1日 至 2021年7月31日）2021年8月4日関東財務局長に提出

報告期間（自 2021年8月1日 至 2021年8月31日）2021年9月3日関東財務局長に提出

報告期間（自 2022年4月1日 至 2022年4月30日）2022年5月9日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年5月27日

株式会社ベイカレント・コンサルティング

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	本間 洋一	印
----------------------------	-------	-------	---

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	齋藤 哲	印
----------------------------	-------	------	---

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベイカレント・コンサルティングの2021年3月1日から2022年2月28日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベイカレント・コンサルティングの2022年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの減損の兆候の把握	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2022年2月28日現在、貸借対照表上、のれんを11,556百万円計上しており、総資産の23.0%を占める。当該のれんは、2014年6月に旧株式会社ベイカレント・コンサルティングの全ての株式を取得し、計上したものである。</p> <p>のれんは、その効果の及び期間である20年にわたって定額法で償却されるが、減損の兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を行う必要がある。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は経営環境の著しい悪化や、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化の有無等の観点から減損の兆候の把握を行っている。会社は、当事業年度において減損の兆候はないと判断している。</p> <p>のれんの残高が多額であることから、減損の兆候の把握が適切に実施されない場合の財務諸表全体に与える金額的な影響は大きくなる。また、減損の兆候の把握には経営環境の変化を踏まえた経営者の判断が必要である。</p> <p>以上より、当監査法人は、のれんの減損の兆候の把握を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの減損の兆候の把握を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>減損の兆候の把握に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。</li> <li>経営環境の著しい悪化や、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化の有無を把握するために、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>過年度に作成された将来キャッシュ・フローの見積額と実績の比較分析を行い、見積りの不確実性を評価した。</li> <li>取締役会によって承認された中期経営計画について、経営者等への質問、取締役会議事録の閲覧等を実施した。</li> <li>中期経営計画の見積りの前提としている主要なKPIであるコンサルタント数、稼働率等について、経営者等への質問や過去実績からの趨勢分析を実施した。</li> </ul> </li> </ul>

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。



## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ペイカレント・コンサルティングの2022年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ペイカレント・コンサルティングが2022年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社ベイカレント・コンサルティング

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	本間 洋一	印
----------------------------	-------	-------	---

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	齋藤 哲	印
----------------------------	-------	------	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベイカレント・コンサルティングの2021年3月1日から2022年2月28日までの第8期事業年度の国際会計基準による財務諸表、すなわち、財政状態計算書、損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記事項について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第2項により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社ベイカレント・コンサルティングの2022年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2022年2月28日現在、財政状態計算書上、のれんを19,187百万円計上しており、資産合計の33.0%を占める。当該のれんは、2014年6月に旧株式会社ベイカレント・コンサルティングの全ての株式を取得し、計上したものである。</p> <p>のれんは償却を行わず、注記事項13.のれん及び無形資産に記載されているとおり、毎期又は減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施している。のれんの減損テストにおける回収可能価額は、使用価値に基づき算定されている。使用価値は、将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定されている。将来キャッシュ・フローの見積額は、過去の経験に基づく保守的な見通しと外部からの情報を反映させて作成され、経営陣によって承認された最長で5年間の予測を基礎とし、それ以降の期間については将来の不確実性を考慮した成長率を使用して算定されている。また、割引率は貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率が用いられている。</p> <p>のれんの残高が多額であることから、減損テストが適切に実施されない場合の財務諸表全体に与える金額的な影響は大きくなる。また、のれんの減損テストは複雑で、将来キャッシュ・フローの見積り、成長率及び割引率については不確実性を伴い、経営者の判断が必要である。</p> <p>以上より、当監査法人は、のれんの評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ のれんの評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。</li> <li>・ 当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、使用価値の算定における評価方法が適切であるかを検討した。</li> <li>・ 5年間の将来キャッシュ・フローの見積額について、以下の手続を実施して、その合理性を検討した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過年度に作成された将来キャッシュ・フローの見積額と実績の比較分析を行い、見積りの不確実性を評価した。</li> <li>・ 取締役会によって承認された中期経営計画との整合性を検討した。</li> <li>・ 中期経営計画の見積りの前提としている主要なKPIであるコンサルタント数、稼働率等について、その合理性を確かめるため経営者等への質問や過去実績からの趨勢分析を実施した。</li> <li>・ 5年間を超える期間の成長率及び税引前割引率の見積りに使用されたインプット情報について、当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、外部情報との整合性について検討した。</li> <li>・ 監査人独自の感応度分析を実施し、経営者が実施した感応度分析と比較した。</li> </ul> </li> </ul>

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。